

平成27年第4回美祢市議会定例会会議録（その3）

平成27年12月4日（金曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局係	大塚 享	議会事務局係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺 剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	奥田源良	美東総合支所長	倉重郁二
秋芳総合支所長	浜口賢真	総務部次長	大野義昭
総合政策部企画政策課長	佐々木昭治	総合政策部地域情報課長	中嶋一彦
市民福祉部高齢福祉課長	河村充展	建設経済部次長	白井栄次
建設経済部建設課長	中村壽志	建設経済部農林課長	志賀雅彦
教育長	永富康文	病院事業者	高橋睦夫
上下水道事業者	波佐間 敏	代表監査委員	三好輝廣
消防長	松永 潤	上下水道局長	松野哲治

教育委員会
事務局長
教育委員会事務局
教育総務課長
教育委員会事務局
学校教育課長

山田悦子
千々松雅幸
津守一郎

病院事業局長
管理部
監査委員局長
監事事務局
教育委員会事務局
文化財保護課長

金子彰
小田正幸
高橋文雄

6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

5 三好睦子

6 岡山 隆

7 坪井康男

8 河本芳久

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日机上に配付してございますものは議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、猶野智和議員、秋枝秀稔議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○8番（三好睦子君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の三好睦子でございます。私は、美祢市に誰もが安心して住み続けられるまちであることを願って質問いたします。

まず初めに、介護保険についてお尋ねします。

まず1として、施設入所に係る経費の削減についてお尋ねします。美祢市第6期介護保険事業計画では、施設サービスの充実とあります。

27年4月から特養へ入所の基準が要介護3以上に限定されたため、特養に入所の枠が狭まりました。要介護1・2の方の特例入所にも配慮するとありますが、特例入所もなかなか難しいのではないかと思います。

先日、要支援2の方が、「頭がぼけたら入れるんじゃないか」と言われました。要介護1・2の方が要介護3になるのを細々と待つのも悲しいものがあります。

政府の給付抑制で、介護認定の基準が厳しくなっています。施設に入所したいけれど入所費用が出せない。国民年金では入所費用がないので入所できない。これからどうすればいいのか。高齢者には、これから先が不安のことと思います——不安です。

要介護3にならなくても、自宅で暮らせなくなると、仕方なく受け入れてもらえる先の施設に入所するようになります。そのときの利用料は、おむつ代や生活費等々を合算すれば15万円必要のようです。両親、二親がこの施設に入所したとなれば、月30万円から必要になって、家族としては本当に厳しいものがあると思います。

誰もが安心できる介護制度にするために、低所得者の入所の利用料の軽減はないかお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、三好議員の施設入所に係る経費の軽減策についての御質問にお答えいたします。

施設入所をされている利用者負担の軽減策につきましては、大きく三つの軽減策がございます。

まず、一つ目が、高額介護サービス費です。これは全てのサービス利用者について、1割または2割負担が所得区分ごとの負担限度額を超えたとき、超えた部分が払い戻される制度であります。

それぞれの限度額につきましては、現役並みの所得者相当の方が、世帯で月額4万4,400円、一般の方が世帯で月額3万7,200円、市町村民税非課税世帯の方が、世帯で月額2万4,600円、市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円以下、または老齢福祉年金受給者が個人で月額1万5,000円、被保護者の方が個人で月額1万5,000円となっております。

また、この制度につきましては、介護保険と医療保険の両方の高額療養費支給後の一部負担額を合算した際に高額となる場合は、高額医療・高額介護合算制度という制度もございますので、詳しくは御自身の医療保険の窓口に御確認いただければと思います。

次に、二つ目は、食費や居住費を軽減する制度でございます。

この制度は、低所得者についての制度となりますが、先ほどの制度とは異なり、補足給付、すなわち御本人さんが御利用されている施設に、市が直接、負担限度額を超えた部分をお支払いする制度で、介護保険負担限度額認定証を受けられた方が対象となる制度であります。

具体的な限度額について申し上げますと、市町村民税非課税世帯で年金収入等

80万円を超える場合は、食費であれば1日650円、同じく年金収入等80万円以下の場合は食費1日が390円、また、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者や被保護者の方は、食費1日300円が限度額に設定されております。

なお、居住費につきましては、御利用されている居室により限度額は異なりますので、省略させていただきます。

なお、この制度につきましては、世帯分離していても、配偶者が課税されていたり、一定以上の預貯金がある場合は、対象外となっております。

最後の三つ目ですが、社会福祉法人等による負担軽減制度であります。

この制度は、社会福祉法人が持つ社会的役割の一環として、生計が困難な低所得者の方の利用者負担の軽減を行う制度であります。

この制度を利用できる方は、年収が単身世帯で150万円以下で、預貯金が単身世帯で350万円以下、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない、負担能力のある親族等に扶養されていない、介護保険料を滞納していないなどの要件を満たしている方が対象となり、あらかじめ、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の交付を受けられた方となります。

軽減の程度は、介護費・食費・居住費負担などの利用者負担の4分の1となります。

施設入所に係る経費の軽減策については、これら三つの軽減策がございますので、対象となられると思われる方につきましては、御相談をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、申されました軽減制度ですけど、高額介護サービス医療費ですけど、これは本当わずか一部の人にわずかな軽減があるだけではありませんか。

それと、先ほど言われました補足給付の件ですけど、これは介護保険で特別養護老人ホームなどに入所するときの低所得者ののですが、今言われたようですけど、その本人にはもとより、入所者とその配偶者の預金通帳の写しと、金融に関する残高照会承諾書の提出など義務づけています。

また、補足給付の対象者を制限するのが——義務づけています。この軽減をする対象者を狭めてしまう抑制、制限するのが目的の制度のように思われます。

この補足、これは、施設入所の低所得者に対して、申請に基づいて実施されるのですが、昨年の介護保険法の改悪で、本人が非課税であっても、同じ世帯、本人が1,000万以下の預金するとき、そうであっても配偶者が1,000万あって、2人2,000万円以下でないと、これは受けられないということになっています。

先ほども言われたように、えどるようですけど、入院したりして世帯分離をしても、相手の承諾が要ると。なかなかその承諾がもらえないなど、そして、今では収入要件がありますが、通帳の写しなどは提出は義務づけられていません。

でも、それでもなお、たんす貯金、お金があるもの、みんな出せよという感じで、たんす貯金まで調べられてしまいます。

そして、配偶者まで含めて残高照会を提出するまで義務づけているのは、生活保護法の中にも異例な措置となっています。配偶者の同意が困難な場合など、申請ができないというケースもあって、この軽減制度は本当に使いにくいと言えるではありませんか。どうでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 三好議員の質問にお答えをいたします。

この預貯金の通帳等のコピー——写しにつきましては、今年度から義務づけられたということになっております。申請に来られて、そういう書類等を確認するということですので、こちらも、その利用者さん、申請者の方がないと言われれば、もうそれ以上、こちらも出してくださいということは、こちらもわかりませんので、もうその辺を確認してコピーはいたしますけれども、その利用者さんの申請の理由によって、こちらは一応、裁定をしております。

これまで、そういう負担軽減につきましては、その配偶者の預貯金とか、そういう方がおられたということで、国のほうが、そういう義務づけをことしからしてきたということですので、国の方針に従って、市としても、それに基づいた申請をやっておるということですので、市が変わった申請手続をしているということじゃございませんので、そのあたりは国の制度ということでございますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 27年の9月末現在のことなんですけど、私が調べたところ

では、山陽小野田市では、6人でこの利用料の減免状況がありました。山陽小野田市では6人で5万456円、独自で減免しています。単純計算したら1人当たり約8,500円の支援です。下松市では347人で235万914円、1人当たり、単純に割ってみれば7,000円の独自の減免を行っています。

利用料の内容は、デイサービスなのか入所なのか内容は把握できていませんが、数字は事実です。ちなみに、下松市は介護保険料が5,600円です。山陽小野田市では5,400円です。美祢市の介護保険料は、県下で13市の中で一番高くて5,840円となっています。

誰もが安心できる介護保険制度にするために、低所得者の介護施設入所の軽減を検討していただきたいと思います。

そこで、先ほど申されました補足給付ですけど、今回の措置は生活保護よりも厳しい要件の中で、低所得者の軽減とは言えないので、今ある施設を十分活——今、既存の施設ですね、十分活用する面からも、施設の利用料の減免を求めます。

次に、家族の介護負担の軽減についてですが、認知症や中・重度の要介護者は、家族の介護なしでは在宅介護は非常に困難です。他県では、全国各地で悲惨な介護殺人、介護心中などが先般も報道されていました。美祢市でこのようなことがあってはなりません。疲れ切っている老々介護、家族の方、老々介護の支援サービスをどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 二つあったけど、初めのを答えるんか。老々介護、その前のことがあったけども。（発言する者あり）そうそう。三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） ただいま御質問ありました家族の介護負担の軽減についてのお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、認知症等の要介護者がいらっしゃいます御家族の中には、在宅介護を継続されておられる家族も多く、中には、介護のために仕事をやめられる、あるいはやめざるを得ない状況の方もいらっしゃると思われま。

御質問は、御家族の介護負担軽減策はないかとのことと思いますが、現状の制度の中では、在宅介護をされている家族の介護負担軽減策としては、訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスや通所介護——デイサービスですね、あるいは短期入所生活介護・ショートステイサービスなどを御利用いただく。また、生活環境を整えるために、福祉用具の貸与や住宅改修などもございます。ですから、これらのサー

ビスを組み合わせながら、御家族の介護負担軽減を行っていただきたいと考えているところがございます。

○議長（秋山哲朗君） その前の、さっき答えたけども、今、低所得者に対する介護施設入所の軽減策か、検討されてはいかがでしょうかという質問に対しては、前、答えちよるんじゃけども、もう一遍答えるか。できないならできんと言やいいです。三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、軽減策につきましてお答えをいたします。

現在のところ、市独自の軽減策ということは、現在のところ考えておりません。介護保険制度の中で、その中で軽減策を、よその自治体等も同じ制度の中で軽減策を今、実施しております。

ですので、今後、状況が変われば、制度等が変われば、当然、その制度にのっていくようになりますけども、現在、市としての独自の軽減策については、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 山陽小野田とか下松でしたっけ、下松とか山陽小野田市のように軽減ができるようによろしく願いいたします。

3番目として、介護労働者、介護の現場で働く人の賃金、処遇の抜本的な改善についてお尋ねします。

2000年の介護保険制度が実行されて以降、介護報酬は3年ごとに見直されてきました。保険が始まってから2回にわたって、計4.7%下げられました。その後、介護従事者処遇改善のためという交付金が出されましたが、十分な成果を上げられないまま廃止され、今は処遇改善加算とされています。慢性かつ深刻な人手不足に苦しむ介護業界離職率は、全国的には昨年度16.5%と高く、年間28万人以上が離職し、人材難に悩まされ続けているのが現状ではないでしょうか。

2015年度の報酬改定はマイナス2.27%という大幅な引き下げになりました。そのため、介護現場は深刻な人手不足が続いています。平成24年度介護労働者実態調査の結果では、介護事業所全体で57.4%が不足として、特にヘルパーでは、7割の事業所が不足と報告がされています。2009年から2年半にわたって、介護従事者の処遇改善のための全額国保負担による交付金も出されましたが、

十分な成果が上げられないまま廃止されて、今は処遇改善加算となっています。

介護の質を支える介護報酬を過去最大規模で引き下げた今年度の改定の結果、経営が成り立たず、閉鎖・休止に追い込まれる事業所が、全国では急増していると新聞の報道にありました。

担い手の介護職の処遇改善もできず、人手不足にも深刻な拍車をかけています。

美祢市でも、介護職の不足で悩んでいる事業所はあると思いますが、市長さん、国の責任で介護従事者確保、処遇改善のための施策、介護報酬を大幅に引き上げることを国に要望していただけないでしょうか。お願いします。

○議長（秋山哲朗君） 先ほどの執行部の答弁で、ちょっと補足説明があれば。（発言する者あり）村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員、ただいまの御質問は私のほうから、国への要望ということですからお答えしようと思えますけれども、その前に、ちょっと私のほうから質問をさせていただきたいと思えます。

先ほどの市独自の介護保険の軽減策については（発言する者あり）、いや、先ほどの三好議員の御質問の中で、三浦市民福祉部長がお答えしたと思えますけれども、介護保険の軽減制度、それから医療との世帯合算での軽減制度、るる御説明いたしましたよね。きっちり、それ、やっておりますよということで申し上げた。

市独自でということをおっしゃったけれども、先ほど三好議員も質問の中でおっしゃったように、介護保険料が高いとおっしゃいましたよね。

そうすると、市独自でいろんなことをしようと思いました。当然のこと、また介護保険料が上がります。皆さんの御負担が上がります。そのことの御承知おきもいただきたいし、先ほどの山陽小野田市とかいろいろな市のことをるる言われたけれども、それは何ですか、あれは。あれは、その市が単独でやっておるからという意味ですか。どういう意味かよく、恐らく誰も意味が理解できなかったと思えます。ちょっと私、そこだけ確認したいんですが、きちんとその辺は調べられて、この公の場で発言されておられるのか、その辺をちょっと確認したいです。よろしく。

○議長（秋山哲朗君） 今の質問、わかりますよね。三好議員。

○8番（三好睦子君） きちんと調べました。そして、4番目になるから、ちょっと順番的に無理したと思いましたが、今、単独の市ではやれないと言われましたけど、これは介護保険料の見直しの件のあの……に係ることなんですけど、低所得者

の高齢者でも、軽減のための国庫負担をふやしてほしいと、全ての高齢者の共同連帯で助け合うというこの互助主義が、この今の介護保険と給付を連動する財政コントロールのための介護サービスの充実に踏み切れないまま、地域の高齢化社会を迎えるということになっています。

保険料を押さえることと軽減の財源は国庫負担から導入すればいいんですが、サービスすることを要望したいのです。

サービスの充実と、改善も必要に応じて国庫負担と一般財源を導入できる仕組みになることが不可欠で、そうすれば給付をして、保険料とこの給付をするから保険料を高くなるというそのジレンマから解放されて、本当に高齢者に向けて地域でケアして、支援のシステムをつくり上げるということが大事だと思います。

そのためにも、国庫負担をふやしてもらうことと、一般会計からの増額をすることが大事だと、今、市長さんの言われたことのお答えです。

○議長（秋山哲朗君）　じゃあ、村田市長。

○市長（村田弘司君）　今、三好議員がおっしゃったことは、共産党の議員でいらっしゃるから、共産党としての理念をおっしゃったと思います。理想といえば理想ですけれども、何点か国費を使ってという言葉であったけども、国の国費というのは、国が天からお金をつくって、国費をつくっておるわけではありません。これ、全て国民の税金です。結局は、皆、税に返ります。

ですから、国民、市民の方の負担に返りますし、また、一般会計から注入によってやれば、いろんなジレンマから解放されるとおっしゃったけれども、一般会計のお金は市民税です。市民の方のお金ですね。

ですから、介護保険料を上げるか、市税を上げるか、国税を上げるか、いずれにしても、税金をもってこれは賄われるということですよ。

ですから、そのことは私も十分にわかっておりますけど、今、私がお伺いしたのは、さっき、山陽小野田市が1人当たり8,000円か7,000円か。

○議長（秋山哲朗君）　いやいや、山陽小野田市は5,400円よ。

○市長（村田弘司君）　5,400円ですか、何かお出ししておると。よその市も幾ら幾らとおっしゃったけれども、それが、市が例えば今、おっしゃったように、一般会計からお金を、介護保険料を注入して独自にそれをやっておるのかどうか。

ですから、その辺のことをちゃんと調べられたんですかということを申し上げた

し、そのことの根拠はちゃんとお持ちかなということをお伺いしたかったんです。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 山陽小野田とかに行って調べたわけではありませんが、議員の勉強会でありまして、簡単に割ったん——単純に割ったんですけど、利用料の減免をしているということを申し上げたんで、その行って調べたわけではありません。勉強会で勉強してきました。

その今、1人で割ったのが悪かったんかもわかりませんが、金額はちゃんと出して、それだけに利用料を減免するために、そういった手だてをしているということがお知らせしたかったんです。

○議長（秋山哲朗君） 基本的なことと、今、ちょっと市長の今の質問とかみ合わんところがあるんですけども、もう一遍、質問してもらいましょうかね。答弁、じゃあどうぞ、三好議員。

○8番（三好睦子君） 済みません。通告がないので、ちょっとまた通告していただいてからにします。

○議長（秋山哲朗君） だから、今、きちっと市の財政負担を調べられて言うておられるんですかということの質問だったと思うんですよ。三好議員。

○8番（三好睦子君） 山陽小野田のほうですか。

○議長（秋山哲朗君） そうです。山陽小野田、下松、二つ言われたでしょうね。

○8番（三好睦子君） 市のほうには行っていませんと言いました。

○議長（秋山哲朗君） 単なる保険料だけの話ですよ。

○8番（三好睦子君） 保険料の利用料の減免についてです。

○議長（秋山哲朗君） 保険料の減免じゃない。保険料は今、下松市は5,600円、山陽小野田市は5,400円ということですよ。その中で美祢市が今、5,840円ですから一番高いという。（発言する者あり）かみ合うちょらんから。（発言する者あり）いいですか。村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員、勉強会で恐らく何らかの数値を学ばれたんでしょうけど、その勉強会で話された、いろんなその数値がどこにどういう形で、どういう財源をもって使ったかということをやちゃんと調べられて、ここで発言されないと、これは美祢市議会ですから非常に高い次元の公の場です。

そこで発言をされた三好議員の言葉というのは、このMYTを通じて市民の方々

が、皆、聞いておられます。そうすると、ある一定の誤解を与える可能性が非常に大きいんです、その辺のことをしっかりこれから、もし御質問されるときに、調べられて御質問をされたほうがいいと思う。

今、私の通告がないとおっしゃったけど、それ、逆ですね。議員の方々が、私もしくは私が指名をして答弁者を決めますけれども、答弁をするとき通告に基づいてやっていますんで、私のほうから、三好議員にこんな質問をしますよという一般質問は、古今東西、未来永劫、恐らくないと思います。全世界でもないと思いますので、その辺は御承知おきいただきたいと思います。

そしたら議長、今の質問に私、答えましょうか。

○議長（秋山哲朗君） そうですね。

○市長（村田弘司君） このままやってもしようがないでしょう。

○議長（秋山哲朗君） そうです。教えてください。

○市長（村田弘司君） 今の件はもう、ただいまの件は、この場で私のほうからの反問は置きたいと思います。

ですから、もし、今、私がお伺いしたことで調べられて、はっきりしたことがあったら、何らかの機会で、また市民の方にお伝えすべきであると思われれば、ちゃんとお答えを、お伝えをしていきたいというふうに思います。

それでは、先ほどの介護現場で働く方々の処遇改善を国のほうに、私から要望したらどうかという御質問でしたから、これは市長としてお答えするのが妥当だろうと思います。私の口からお答えを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、介護の離職率が高い理由といたしまして、仕事の割には賃金が低いと言われております。このような状況を鑑みまして、国におかれましても、介護の現場に携わる職員に対する処遇改善策といたしまして、従前は介護職員処遇改善交付金——職員の方々の待遇を改善するための交付金、国の交付金、さらには、平成27年ですから、ことしの4月からは介護職員処遇改善加算、加算ですね、お金を減らしますということです。加算として、加算金の制度が創設、新たにできました。されております。

これらの制度は、介護事業者にとりまして、一番大切となります人材を継続雇用する取り組みを支援する制度でありまして、一定の要件が満たされていれば、職員賃金を引き上げられるということになっております。

今、三好議員の御質問は、介護労働者の賃金、労働条件の解決を国に要望できないかということでしたけども、介護事業者、いわゆる介護事業を営んでおられる経営者におかれましては、受けられる介護報酬の中で、それぞれの経営方針等により、適切な賃金体系を設定されておられるというふうに考えております。

さらに言えば、介護報酬を引き上げるということは、介護サービスを受けられている利用者負担が上昇、これ、さっき申し上げましたけれども、あらゆるコストにつきましても、すべからず介護保険料で賄うか、国費とか国の税金で賄うか、市費で賄うか、県費で賄うか、いずれにしても、国民・市民の負担が大きくなるということですね、これが上昇します。

制度を維持するために、市民の方々に負担をしていただいております介護保険料につきましても、上昇に当然のごとくつながってくるということを、三好議員のほうに理解をしていただきたいと思います。

ですから、お金をこう出すということは、必ずそのために、もととなる原資、お金が要るということですね。ですから、それは必ず誰かが負担をしておるということを理解していただきたいと思います。

併せて現状の改定でできる可能な範囲内で、今後とも申し上げたように、国も制度を改定されておられます。と、いうことだから、現時点で、国に要望するということにつきましては、ここは差し控える、慎重にお聞きすべきだろうというふうに、私のほうでは判断をいたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員、要望ですから、要望というのは、議会でも議決できるわけですから、出せるわけですから、良識ある議員さんが、きょう、18名、美祢市議会におられますから、もしも、その三好議員のことが理解できるならば、議会で要望というのはできると思いますよ。

今、三好議員の、今、市長が答弁したとおり、議員も、それを理解できればできると思いますから。わかりますか。

市長が要望するよりも、議会からそういうふうに出されたら、そういうふうな手法もありますからということですよ。いいですか。

ただ、議会も18人おりますから、どういうふうにやるかわかりませんから、また、意見を聞かれたらいいんじゃないですか。よろしいですか。三好議員。

○8番（三好睦子君）　それで、ちょっと、また3月議会で、これについては詳しく質問したいと思います。失礼なことも多くて済みません。

2番目の兼業農家の支援と農業所得の向上についてお尋ねします。

生産者米価の暴落で、稲作では営農が厳しい、農家所得向上のために何ができるか模索しているさなかに、政府は、耕作放棄地の固定資産税を1.8倍にすることを検討しています。耕作放棄地が広がったのは農政に問題があるのに、農家のせいに転化しているのは腹立たしく思います。農地を集積・集約化したとしても、一定の成果はあったにせよ、これで荒廃農地が解決するとは思えないのです。

先日、NHKが島根県の取り組みを放映していました。UJIターンをする方への支援で、田舎暮らしを始めたい方の支援です。半分は農業をしながら、残りの時間を「X」、つまり、残りは自分のやりたいことをするという生き方で、「X」に当たる部分は人それぞれで、庭の剪定士、農業法人での雇用、大工・左官、画家などさまざまです。

放映では、蔵人で、いずれは自分でつくった酒米でお酒をつくるという夢を語っていました。すきな仕事をすることで、精神的に満たされるというこの半農半Xという暮らし方は共感を深め、特に20代・40代が関心を示しているとのことでした。半農半Xの考え方に出会い、自分の存在に自信を持てるようになったなど、それぞれが半農半Xを通じて、魅力的な暮らしを実践されていることが報告をされていました。

島根県の場合は、月12万円を2年間支援で、5年以上、農業に従事をしなかったときは全額返還するとなっています。募集年齢は65歳未満です。この半農半X事業はUJIターンを促して、美祢市の荒廃農地の解決と人口増に役立つのではないのでしょうか。

新規就農の支援はもちろんですが、半農半Xの兼業就農の事業の検討をされないか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君）　西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君）　それでは、三好議員の半農半Xの兼業就農の支援についての御質問にお答えします。

議員御提案の半農半Xとは、農のある暮らし、農村の豊かさを実感しながら、兼業で必要な現金収入を確保する、いわゆる兼業就農です。

例えば、農業の所得目標を100万円とし、兼業の別の仕事で300万。（「マイクをちょっと寄せてください」と呼ぶ者あり）ああ、マイクをちょっと。済みません。

例えば、農業の所得目標を100万円とし、兼業の別の仕事で300万円の所得を得て就農することです。

本市におきましては、今年度から新たに創設をいたしました、はじめてみ～ね農業応援事業におきまして、山口県立農業大学校の学費相当額を補助する県立農業大学生学費補助金、やまぐち就農支援塾の社会人研修部門の研修費の補助、就農後5年間の家賃を月額上限2万円補助する就農定住促進事業補助金、就農時に必要な機械などを補助する就農円滑化対策事業費補助金がございますが、これらの補助制度は、専業の新規就農者に限った制度ではなく、兼業での就農を希望される方についても対象としておるところでございます。

おかげをもちまして、これらの事業を活用していただき、今年度の11月末現在で、兼業での就農及び就農希望者が3名となっております。

また、個人の認定農業者の施設・機械などの補助を行う、認定農業者生産振興支援事業におきましても、兼業農家の認定農業者も対象としているところであります。

今後も、多種多様な就農者のニーズに応えるため、これらの事業を積極的にPRし、兼業就農を含めた地域農業の新たな担い手の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。今、はじめてみ～ね農業応援事業のことを言われましたけど、これは、私が今、提案した半農半Xのとちょっと性質が異なるのではないかと思います。

単なる兼業の就農ではありません。県外や市外から遊休農地で農業をしようとすることで、人口をふやすことができると思うのです。今、3名と言われましたが、これをすれば、かなり人口——興味を持ってこられるのではないかと思います。

今のはじめてみ～ねと、これも併せながらできると一番いいのですが、この半農半Xというのは、もうちょっと気楽にというか、そういったことで効果はあると思います。

島根県は、人口増に成功しています。前向きに検討していただきたいと思います。

それで、遊休農地を耕して作物をつくっても、販路の拡大が課題です。売れないことには前へ進めません。そこで、既存の施設の美祢農林開発株式会社の活用です。

農林開発株式会社の業務概要として、「農業者の所得向上策の強化」とあります。野菜活用事業については、「JA山口美祢や農業生産法人との連携を図り、講習会を実施し、生産体制の整備を行いながら、美祢産野菜の仕入れの拡大を図ります」とあります。

それで、農林開発株式会社で、カット野菜やカップサラダ等の材料の美祢市内産の野菜が、どの程度仕入れられているか調べました。

キャベツは、市内産が45%で、あとは市外でした。ニンジンについても、ほんのわずか、0.4%が市内産ということで、99.6%は市外からの仕入れでした。その他の野菜というのがありました。その他の野菜とは何かと聞きますと、ジャガイモ、タマネギ、大根、カボチャ、ピーマン、トマトなどなどということです。

これらは、市外からの仕入れということで、100%市外でした。それを聞き、びっくり仰天でした。これは、市内の農家でつくれるものばかりだからです。

農林開発株式会社の目的は、先ほども言ったように、美祢の農家の所得向上のはずだったはずですが。市外の農家の所得向上をしてどうするのでしょうか。美祢の農家の所得向上をしてほしいと思います。

担当課は、その他の野菜は大量にまとまらないから、市外から仕入れているとの説明でした。大量にまとめるためには農協と連携して、計画的に作付から集荷まで、工夫次第で幾らでもできると思います。生産法人、個人農家も作付をすれば、遊休農地、荒廃農地の解消にも大いに役立つのではないのでしょうか。

野菜を計画的栽培で、市内の農家から仕入れをすれば農家の所得向上になります。市外から納入している分、市内で納入できるように検討できないか、お尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） まず初めに、議員のほうから、農林開発のほうでの市内産の野菜活用というところのパーセンテージ等も言われまして、私どものほうも、資料としては持っているわけなんですけども、タケノコ、大豆、キャベツ、ニンジン等、そういうのを、全体を含めまして20.8%が市内産を使っているとい

うふうに、会社のほうから資料をいただいているところでありますし、以前からの議会で御指摘、御意見等もいただいた中で、市内産野菜を使う農林産業の振興ということもございますので、その辺というところを新たな新社長、もしくは統括責任者をお迎えいたしましてというか着任をしていただきまして、その中で、新たな方向転換として、やはり原点に戻って、農林産業の振興というところについてを本年度早々にお考えを示され、その中で実行に移しているという状況にあるということ、まず申し上げたいというふうに思います。

それで、美祢農林開発株式会社における地元産野菜の活用についてということでございます。

美祢農林開発株式会社は、美祢市が所有する美祢市農林資源活用施設の指定管理者であり、当該施設の設置目的であります、地域の農林資源を活用した加工品の製造・販売により、農業従事者や森林所有者の所得を向上させるとともに、地域の雇用を創出し、もって地域の活性化に寄与する事業を実施する事業体でございます。

従いまして、地元産野菜の積極的な活用を美祢農林開発株式会社が行う事業であると認識しておりますし、一部の品目では、地元産野菜の活用が果たしているというふうに思っております。これは、安定供給という前提もございますので、そういう意味から活用が果たしているのではないかというふうに思っております。

その他の品目につきましては、今、申しました安定供給というところの観点から、非常に困難なこともあるということがございまして、これまでにつきましては、市外産の作物を多く使用していたという事実は確かにございます。

現在、新社長の指示のもと、統括責任者をリーダーといたしまして、地元産野菜などの活用した事業を進めるための準備を早々に協議をされ、行っておられるところでございますので、今しばらく御猶予のほうをいただければというふうに思っております。

地元産の野菜を活用するに当たっては、現在、一部の品目では、山口美祢農業協同組合との連携によりまして、一定量を、年間を通じて安定供給がいただける体制の構築が、進みつつあるものもございますけども、今後、さらに、関係機関との協議を促進し、他の地元産野菜につきましても、農業振興を図る立場から、また、冒頭申し上げました農林資源活用施設の設置目的の達成を図るため、美祢農林開発株式会社との連携を深めつつ、効果的な活用に向けて努力をしまいたいというふ

うに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今まで市内産が使われ、農林開発株式会社の目的っていうものが、市内の農家の所得向上って初めからうたってあるのに、全然それが、市内のが使われていなかったということに驚きなんですけど、これからどうぞよろしくお願いします。

それで、もしも納入価格が合わなくて、再生産ができない価格としたら、再生産ができる価格を保障するべきだと思います。

そうでないと、生産者農家は、次の野菜をつくることができません。再生産の価格を割るようなことがあれば、価格の補填をして、美祢市の農産物の生産を守るべきだと思いますが、お考えはどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの価格補填ということで、再生産ができないかという御質問であったかと思います。

これは、会社というよりは、行政のほうに係るということではないかというふうに認識しておりますが、まずは再生産できる価格であるかどうか、この辺というのは、まずはしっかり調査をする必要があるのではないかというふうに思っております。

その上で、再生産できない価格ということであれば、農業振興という観点から、価格補填ということになるかどうかはちょっとわかりませんが、現在、我々としても、さまざまな単独事業、こういったようなものを進めておりますが、こういったようなものが、この事業が活用できないかどうか、こういったようなところ。

あるいは、必要であれば、さらに新たな事業を創出し、そういったようなところの農業振興というところをさらに進行していくというところで、加工、製品化するというところについては、当然、農林開発というところが設置目的に一致したものでございますので、その中から、その資源でありますその農産物、こちらのほうの価格等については、行政が間に入って何がしかの事業等が展開できないか、こういうことは検討をしたいというふうに思っております。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） どうぞよろしくお願ひいたします。

それと、もう一件、学校給食のほうにも農産物を使っただいて、学校給食、自給率向上アップ宣言都市として、美祢市の……流れるように地元農産物を学校給食に使っただきたいということも、検討していただきたいと思います。教育委員会へのお願いです。

それから、時間がないので飛ばしますが、交通網についてお尋ねします。

市内の交通機関は、体でいえば血液です。血液の届かないところは機能を果たさない壊疽になってしまいます。体全体に血液が行き渡ることが、活力ある生き生きとしたまちと言えます。

今回は、高校へのアンモナイト号の運行の増便についてお尋ねいたします。

高校進学地域割が来年度からなくなり、どこの高校に行ってもいいようになる地域割の枠がなくなるので、高校生は高校の選択が広がりますが、保護者は通学費が大変です。できれば、市内の高校に行かせたいと思うものです。高校生の市内の通学は、市の活性化にもつながると考えます。

美祢市は、公立高校がただ1校となってしまいました。この青嶺高校の存続のためにも運行が必要だと思います。

現在、大田から綾木経由でアンモナイト号が運行しています。これは、綾木地区から真長田経由で、岩永一青嶺高校へ、そして美祢駅へというコースと、大田・赤郷経由で嘉万秋芳一青嶺高校・美祢駅へというコースの2コースは、運行できませんでしょうか。

今現在、1コースでは、高校生が市外に出ていかれそうで、やがて、ただ1校だった青嶺高校が、数年後、存続が危うくなるのではないかと思うと、本当に心配です。

特に、真長田地域は、美祢方面に行く交通の直通の便はありません。環境を整えておくことも大事ではないでしょうか。

今、運行されているように、朝1便、夕3便のアンモナイト号を、真長田地域から美祢方面に往復するアンモナイト号を運行できませんでしょうか。お願ひいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員のたゞいまの赤郷方面と真長田方面から通学する高

校生のためのアンモナイト号の増便についてという御質問の趣旨だったと思います
が、これにお答えをいたしたいというふうに思います。

美祢市の地域公共交通につきましては、美祢市地域公共交通総合連携計画に基づ
きまして、JR美祢線、路線バス、コミュニティバスでありますアンモナイト号、
及び交通不便地域解消を目的といたしまして、私、これまた大きな政策の柱として、
合併時より運行させましたミニバスを現在運行いたしております。

この公共交通利用者の中で、赤郷方面及び真長田方面から美祢市の中心部にあり
ます高等学校へ通学する高校生に対し、アンモナイト号の増便ができないかという
ことの御質問ですが、美東・秋芳方面から通学する高校生につきましては、平成
24年4月より、大田中央から美祢駅間にアンモナイト号を朝1便、夕方には3便
を投入し、多くの高校生に御利用いただいておりますのが現状であります。

また、以前は、美東・秋芳方面へ帰宅する高校生が、バス待避所のない国道脇の
危険な場所で、バス待ち合いをしておりましたけれども、これも県の教育委員会の
ほうに、随分強く働きかけまして、昨年4月からは、平日夕方の便に関して、高校
敷地内へアンモナイト号の乗り入れも開始をすることができました。

赤郷地域及び真長田地域から通学する高校生につきましては、既存バス路線との
競合等、バス利用者との利害調整の問題があります。

従いまして、最寄りの停留所から直接、アンモナイト号を御利用できない状況で
はありますけれども、従来からの路線バス運行が充実しておりますので、路線バス
とアンモナイト号を組み合わせ御利用いただきたいというふうに思っております。

本年4月からは、以前より進めておりましたバス事業者との協議が整いまして、
高校生の通学時間帯の路線バスとアンモナイト号の乗り継ぎ時間等を考慮した運行
ダイヤの改正も行い、通学便に利用しやすい運行を実施をいたしております。

アンモナイト号の増便につきましては、バス運行経費の増加によります補助金の
増大、バス運転手の確保等において、現時点では大変難しい問題ではありますが、
市内にある高校を維持するために、通学手段として地域公共交通を考えることは、
市として大変重要であるとも考えております。

特に、市内の中学生が市内の高校へ1人でも多く進学し、そこへ通学するための
施策を検討する必要があるというふうにも思っております。

市といたしましては、地域公共交通に関するこれまでの問題点の整理や、市民の

方々のニーズ等を把握した上で、法改正に伴う今後の新たな公共交通計画となります。地域公共交通網形成計画を来年度、すなわち平成28年度中に策定をし、高校生の通学手段、通学ルートを含めた地域公共交通を検討したいと考えております。

ちょっと先ほど申し上げましたけれども、市内にはいろんなバス会社にバス路線を運行していただいています。

このバス路線維持についても、非常に大きなお金を、こう負担を市としておこなっております。でないと、バス会社も運行してくれませんので、毎便、お客さんが、満杯のように乗っておられる状況であればいいんですけれども、見られたらわかるように、大変運転はできないとか、買い物に行けないという方々が、どうしても必要ですから、走らせてもらっています。

そのために今、年間1億3,000万円程度のお金を市から支出をして、バス路線を運行してもらっています。その中で、アンモナイト号が占める金が、今、5,000万程度使っています。

バス会社、それから市、そして利用される方の利便性、いろんなことを考えながら、全体を調整しているというのが現状です。

今の先ほど申し上げたミニバスにつきましても、きのうの一般質問でも申し上げたけれども、なるだけ、それぞれの地域で思いはたくさんあるんですよ。しかし、それを全てやろうと思えば、恐らく市の会計が、財政が破産してしまいます。

ですから、いかに効率的に有効にやってくかというのを常に考えながら、公共性、平等性を保つために、公共交通協議会につきましては、国のほうの国土交通省からも入っていただきまして、平等性を保っております。

そういう形で、今やっていますんで、いろんな状況も考えています。今、申し上げたように、高校生の方々、大変大切な方々ですんで、いろんな形で利便性を考えながら工夫しています。

今、申し上げた地域公共交通網の形成計画も、来年度から新たに策定をしたいというふうに思っていますんで、その辺も御理解を賜りたいと思います。

はい、以上です。

○議長（秋山哲朗君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。議長さん、1分ぐらいいいでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） よう聞こえん。

○8番（三好睦子君） 1分。

○議長（秋山哲朗君） ああ、どうぞ、1分、いいですよ。

○8番（三好睦子君） よく人から、共産党は介護保険制度を私、よう反対していることがあるんで、共産党は介護保険をどのように考えているかと聞かれます。

日本共産党は、高齢者も現役世代も安心できる公的介護制度を目指しています。国庫負担金も引き上げで安心できる制度に改革をしようとしています。

現在の介護保険は、サービスの利用がふえたり、介護職の労働条件を改善すれば、直ちに保険料、利用料の負担増にはね返るといふ根本的な矛盾を抱えています。保険料や利用料の高騰を押さえながら、制度の充実や介護の提供基盤の拡大を図って、本当に持続可能な制度とするために、公費負担の割合を大幅にふやします。

日本共産党は、介護保険の国庫負担割合を直ちに10%引き上げ、将来的には国庫負担を50%、公費負担は75%引き上げることを提案しています。

その財源は、国民生活にも、日本経済にも大打撃を与える、消費税を充てるのではなく、大富豪、富裕層や大企業の優遇を改めて、能力に応じた負担の原則は貫く税制改革を行います。大企業の内部留保の一部を活用して、国民の所得をふやして、税収をふやしていくということにしています。

以上が、簡単ですが、まだまだありますけれど、時間の都合もありますので、共産党の介護制度についての大まかなことを述べさせていただきました。

介護保険制度について、またこの3月にしっかりときょうの宿題をいただいて、3月にまたやらせていただきますので、よろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） この際、暫時、11時15分まで休憩をいたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○18番（岡山 隆君） 皆さん、おはようございます。

一般質問通告の順序表に従いまして一般質問を行います。

これから1時間の持ち時間ということで対立ではなく、この市民のためになる提案型の質問をしっかりと誠実に行ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。公明党の岡山隆でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初の質問は、豪雨による被災が慢性化している地域への対策にということに関して質問します。

皆さんの記憶にも残っていると思いますが、ことし8月の25日大型台風15号がこの山口県に最接近し、市内全域を対象にこの大雨警報、警戒警報が発令されました。地域でばらつきはありますけれども、1時間の降雨量が約8時間でこういった状況が数時間続いたところでございます。

また、5年前においては、平成22年度の豪雨においては、水害、土砂災害など甚大な被害が発生し、被災地域に対して激甚指定扱いが行われたところでございます。

このたびの豪雨は、5年前のこの被害発生状況ではなかったといっても、地域によっては床上浸水や、またこの床下浸水、土砂災害等の発生があったわけでありませう。

こうした豪雨の背景には、温暖化による影響で豪雨が今まで以上に発生しやすくなり、国連の機関であるIPCC、気候変動に関する政府間パネルの地球温暖化予測情報においては、今後この100年間で2度から3度ほど気温が上昇すると言われております。

一部では、日本の気候が亜熱帯的気候になりつつあり、この暑さに強い米の品質改良や、亜熱帯的な果物の生産も考えられていると言われております。

今後、台風の大規模化や豪雨による災害が頻発してくるのではないかと危惧されております。

短い周期によって、この豪雨災害が発生することを想定して、対策をしっかりと考えておくことが必要と思ひます。

そこで、このたびの水害による被災状況は於福、西寺で厚狭川河川敷氾濫による床上浸水が1世帯、大嶺地域では7世帯の床下浸水、厚狭川水系伊佐川の氾濫によるこの床下浸水10世帯程度の被害が発生しました。特に厚狭川水系の伊佐川氾濫による被害が大嶺地域における床下浸水などは、水路施設の構造的問題などを抱え

ていると思われます。

今後、厚狭川河川敷や、この厚狭川水系伊佐川に関連する水害被害が慢性的に発生する可能性があることから、こうした災害が多発してる地域へのこの対策が必要になってくると思います。

これ以外のところも多く対象になるところがあるわけでありましてけれども、特に慢性化になっているところがそういったところがございます。

従いまして、豪雨被災地域の現状分析と対策について、どのようなお考えをお持ちなのか、これについてまず質問をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 岡山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今、岡山議員もおっしゃいましたけれども、本当に地球的規模で気象環境が大きく変わってきてます。恐らくこれはある一定のスパン、長い期間続くと思います。これに対応するためには、先日もフランスでC O P 2 1がありましたけれども、一酸化炭素の排出量を世界の国が連動して減らしていこうという取り組みです。

恐らく、アメリカにしろ、ロシアにしろ、ヨーロッパにしろ、日本も当然ですけれども、大変な気象変動によって今まで経験したことないことに……人類っていうのは過去の経験によっていろんな知恵を生み出しますけれども、経験したことのないレベルの気象変動が起こっておるということです。ですからそれを、我々地方政府、地方自治体ですけれども、やはりそれをちゃんと認識をして今後の対応を練っていくということは大変大切だろうと思います。大変、重い意味を持った岡山議員の質問だろうと思います。では、お答えいたしたいと思います。

議員御承知のとおり、先ほどもちょっと触れられましたけれども、近年の集中豪雨等による水害が頻発しております。短時間で河川が増水をして、特にことしの9月は鬼怒川ですよね、常総市の大変な堤防決壊によって被害が出たということで、日本中に大きく映像が流れて、恐ろしいことが起こるものだなというのを印象づけた記憶がまだ新しいですよ。

本市におきましても、平常時には流量、水の流れですけれども、これが少ない状況ですけれども、近年、豪雨時には流域に降った雨水が短時間に集中して河川に流入し、本年8月には床上浸水という、先ほどちょっと触れられた於福ですよ。宗濟

の神田観測所で時間雨量がおよそ100ミリぐらい降りましたから、非常なひどい集中豪雨があったということです。

原因といたしましては、まずは地球温暖化による集中豪雨、また先ほど添えられたこれも台風ですね、など、台風につきましても地球の温暖化が大きく影響していますので、異常気象が増加、増強しているということは、冒頭申し上げたとおりです。

次に、農地転用により住宅や商業施設が建設されるなど、わずかずつではあります、都市的な土地利用が増加したこと、また農業者の高齢化に伴う担い手不足により、耕作放棄地が増加したということ、水田が持つおる湛水能力といえますか、ダムにも匹敵するような能力を水田は持っています。

だから、川下に対して、川上のこの水田が非常に大きな役割を果たしておるというのは、国民が、今、恐らく共通理解をしておられると思います。

それと、山の持つおる湛水力と、山が水のある一定の量保つことができるんで降った雨が川下へ一息にいかないということで、我々川上におるものにとって、川下に対する我々の持つおる貴重さ、責任の重さっていうのは大きなものがあると思うっております。

このことによりまして、水田が持つ雨水の貯留機能が低下をいたしまして、雨水、一気に本流に集まる状況になって、洪水被害を拡大させていると考えられますが、やはり冒頭に申し上げました地球温暖化による異常気象が最も大きな要因であるというふうに分析をいたしております。

また、浸水被害地域につきましては、河川内の土砂堆積等による断面不足、ですから、そこが浅くなってくると一息に流れる量が、川自体が水を保つ能力が低くなってきますんで、断面不足、また河川水位が上昇すると、河川へ自然に排水ができなくなる低い土地であることが主な原因です。

ですから、支流から本流に水が流れ込めないという状況が生じますんでそういうこともあります。

浸水被害には河川そのものの水位が上昇して起こる水害、いわゆる外水氾濫と市街地の排水施設の能力が雨量に追いつかなかつたり、河川の水位が上昇して先ほども申し上げたけれども排水できなかつたりいたします、いわゆる内水氾濫といえますけど、これ内水、内側の水って書きますけど、内水氾濫があります。

そこで、本市における浸水被害地域への対応策でございますけれども、ハードの

面の対策といたしましては、さきほど申し上げた外水氾濫対策として、河川内に洪水で押し流された土砂、それから汚泥を取り除くしゅんせつ工事を実施をすることが必要となつてまいります。

2級河川につきましては、県へ要望いたしまして、普通河川につきましては予算の範囲内で優先順位をつけながらしゅんせつ工事を実施を今いたしておりますし、これからも鋭意続けていきたいというふうに思っております。

また、内水氾濫対策といたしましては、市街地において、排水路内の土砂や、枯葉等断面をふさいでいる状況が見受けられる箇所につきましては、排水路の流れをよくするため側溝清掃を順次実施をしまつております。これからも行います。

いずれにいたしましても、被害を軽減するためには排水路の日常管理や、河川内の頭首工ゲートの操作等、地域住民と連携をした総合的な取り組みが必要だと考えております。

また一方ではソフト対策といたしまして、県知事指定の洪水予報指定河川である厚狭川、大田川、厚東川、この3川においては洪水避難地図、いわゆる洪水ハザードマップですけれども、を作成をいたしております。

地図には河川が大量により氾濫した場合の雨水の範囲と深さ、それから災害発生時の避難所などを示しており、この地図を目安に御自身、それから御家族を守るため、洪水時にどのように行動するべきか、どのような備えをしていくべきか、お一人お一人が普段から考えていただきたいというふうに考えております。

全ては公でできませんのでこれは大変重要なことと思います。自助努力がまず第一義ですから、できましたら自宅や学校、勤務先などの位置を図面上で御確認をいただきまして、実際に地図を持って避難所まで歩き、これは当然降ってないときですよ、歩き、避難勧告などが発令された場合や、身の危険を感じたときなど、速やかに避難できるようルートを確認していただきたいというのは切なる願いです。

また、美祢市安全安心メールによりまして、気象情報や避難情報を初めとする防災情報や交通安全、防災情報、消防情報など市民の皆さんの安全・安心にかかる情報も配信をしております。ぜひ、多くの皆様に登録していただきまして、いざというときに素早く正確な情報を入手していただければと思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今、市長が言われた大きな氾濫等、そういったところを引き起こすために厚狭川水系の、こういったところの土砂災害、これをしっかりと除去していくためのしゅんせつ工事、優先順位をつけられてやっていくということで、これはもう地道に進めていただきたい、少しでもこういった被害が起きないような対応策というのを進めていっていただきたいなと思います。

それから、洪水ハザードマップ、私ちょっと見ささせていただいたんですけども、これは厚狭川を主に、メインにつくられていて、あと大田はちょっとどうか記憶ないんですけども、そういったそれぞれなんていいますか伊佐水系とか、さまざまな地域、そういったところのものがまだできてなかったんじゃないかと、大まかにはできてましたと思うんです、私の勘違いかどうかわかりませんが、今後、そういったものをしっかりと配布していただければ非常にいいのではないかと、このように思っております。

10ミリ程度の1時間降った場合に現状何もない状態から、降ったときにどのくらいの程度なのかっていうことが、そういった洪水ハザードマップが、地域地域に住んでいる方に理解いただくと非常にわかりやすいと思いますので、今後、そういったところも考慮に入れて情報をしっかりと出していただければ幸いであると、このように思っております。

そういったことで、再質問としては今回特に大嶺ですね、青果市場の裏側の辺、そして伊佐だったら伊佐町の恵比須町、南横町地域、こういったところを慢性的に床下浸水とかなった。

だから、そういった場合には、今後、1時間100ミリとか降る可能性がある、そういったときに消防署におけるこういった各地区が持っている消防車のポンプ車ですね、これをもって早めにその床下浸水になるようなところに排水ポンプをずっと伸ばして、そして吸い上げて、そして河川敷のほうに流して、そうなると床下浸水、床上下浸水にならないような状況をつくりこむことはできるんじゃないか、なかなかこれは地域とも危険性を伴いまして、夜であれば逆にちょっと2次災害とかなったらまた大変ですし、そういったところを勘案しながら危険が伴う場合にはやめて、明るくなったときとか、そういった許せる範囲のところにおいては、そういった地域に逆に前もって待機させといてスイッチを押せば排水ができるよう、こう

いった対応策というものができるかどうか、これについてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 岡山議員の再質問にお答えします。

豪雨等における水災害防止対策は、初動として、市として消防本部、消防団で対応しております。

消防では、計画的に水防訓練を実施しており、消防ポンプによる排水活動、土のう積み水防工法も対応可能な状況であることから、各種災害に合わせ空振りを恐れず、消防本部、消防団が迅速に対応することとしておりますが、災害現場は多種多様であり、現場の状況を確認し、活動隊の2次災害を防止しつつ活動方針を決定いたします。

併せて活動が広範囲にわたる場合は、消防力が分散しないよう、人命を最優先に活動順位を決定する必要があります。

今後も、市民の安全確保のため、過去の災害発生状況等を踏まえ、消防本部、消防団が連携し、災害現場において最善の活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問の中に、ハザードマップのことを言われまして、ハザードマップにつきましては、厚狭川、大田川、厚東川、この3河川についてのハザードマップがございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。

消防長のように力強い答弁がありました。本当によかったなと思っております。皆さんも目が覚めたんじゃないかと、このように思います。

そういったことで空振りを恐れず、そして2次災害をしっかりと防止しながらそういった床下浸水とかなるところにそういったポンプ車をおいて、そして排水する。そういった御返事をいただきましたので、今後ともしっかりと2次災害等が発生しないような対応をしっかりと行っていただければうれしいかなと思っておりますので、大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

道路等の冠水が予想される場合の対策についてということで、美祢市は国道435が横断し、国道316号が縦断しています。この国道は生活道路として人や物を運ぶことで豊かな生活を私たちは享受することができます。

ということで、その国道435が5年前には豪雨災害で、今回も台風15号の豪雨水害でこの通行どめになりました。今後とも発生する可能性もあるかなと思っております。それで、5年前には水害発生により、このヘルスパーク入り口の交差点が、約50メートル以上にわたって、冠水したということで五、六台の車が水没して動けなくなったし、今回も3台の車が同じように水没して動けなくなりました。

こういった豪雨のたびに、こういった通行どめ道路が冠水して動けなくなるというのはちょっと考えていかなくちやならないのかなと思っています。

それで、今後、こういった国道435が冠水して車が水没しないように、国道のこの通行どめをどう早急に施していくのかどうか、道路等の冠水が予想される場合の対策についてどのような御見解をお持ちかどうか、これについてお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 道路等の冠水が予測される場合の対応についての御質問にお答えいたします。

近年、雨の降り方が局地化、集中化しておりまして、こうした気象の変化から突然の大雨により、土砂災害や河川氾濫等が発生し、道路が通行どめになるなど従来余り見られなかった形態の災害がふえております。

従いまして、気象や災害の変化に即応できるように、暴風、大雨、洪水、暴風雪の各警報の一つ以上が発表されたときや、それ以外でも異常な天然現象等が発生したときには、職員を配備し、道路に関する情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する体制を整えております。

道路河川災害に迅速に対応するためには、常にバリケード、三角コーン、路肩注意ポール等を備蓄しており、地域住民からの通報があれば職員と業者で現地に急行し、安全施設を設置しております。状況によっては、通行規制等が必要な場合には、市内の土木業者に依頼し、被災箇所の手表示看板の設置、夜間被災箇所をやむを得ず放置する箇所につきましては、必ず保安灯を設置するなど、緊急時の円滑な道

路交通と安全を確保することを十分考慮した上、対応しております。

これらの対応に加え、山口県宇部土木建築事務所美祢支所とも連携を図り、引き続き時間雨量、連続雨量、過去の雨量データ、さらに災害履歴等を踏まえ、道路や橋梁におきましても冠水被害が発生する前に通行どめ措置をとるなど、さらなる事故防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、議員、質問の中で言われましたヘルスパーク近辺というのが、確かに冠水というのがあるわけですがけれども、先ほど市長のほうで御答弁いたしましたとおり、伊佐川の河床部分がどうしてもある程度高い部分がありまして、それによってその排水がしきれない部分があるという、いわゆる内水氾濫と申しますか、そちらのほうに該当するというふうに私どもは思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。

そういったことで、今後、冠水する可能性が非常に高い、大体いつも同じようなところで大体冠水になっているかなと思っております。

そういったところで地元の土木事業者の方との連携、そして同時に宇部土木建築事務所、こういったところをしっかりと今後協議しながら、早めに冠水した道路に通行どめして、そして、そこに突っ込んで——冠水したところに車が突っ込んで動けなくなってしまうような、今後、対応をしっかりと深めて推し進めていただきたい、このように思っております。

あと、今後は、通行どめなんかはこのLEDとか、夜とか、また日没時とか、そういう非常に見にくくなるような状況でもありますし、普通のライトだったらちょっと見えにくいところもあるし、LEDとか、何かそういったものを、安いものでの対策を打っていただければいいかなと、このように思っているところでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

地域包括支援センターの果たすべき役割と課題に関してです。

現在、この急速な高齢化進展に伴って、認知症や独居高齢者の人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが急がれております。

政府が国家戦略として取り組む中に、特に認知症に対して正しく理解し、認知症

の人と家族を暖かく見守る応援者になるための認知症サポーターが事業開始10年でそのサポーターが660万人ふえてきております。それだけ、そういった高齢化によってふえたということで、サポーターも660万人までふえたということです。

美祢市地域包括支援センターは、この地域や職場、学校の集まりに認知症キャラバンメイト、講師、現在36人この美祢市にはおられるということで、さまざまな職場、学校に派遣していると聞いております。

また、2週間前にNHK、テレビ番組で認知症革命、「最後までその人らしく、穏やかに生きる」がありました。程度の差こそありますけれども、認知症になると家にこもりがちになり、交流が減り、つながりがなくなってきます。

50歳程度の若年認知症であれば、福祉施設で働き、孤立させないなど、1人で生活できる軽い認知症であれば寄り合いサロンに行くなど、家に閉じこもらない、おしゃべりして元気になる、元気を出すことが必要なことや、スポーツサークルや卓球、認知症スポーツ大会など参加で症状が進んだ人を支え、行政指導でない地域全体で見守り活動をするのを静岡県富士宮市の活動が紹介されていたところがございます。

いろいろ説明が長くなりますけれども、この認知症サポーターによってできないことをサポートしてもらうこともあるけれども、逆にサポートをできることもあるということも言われておりました。

寄り合いサロン、美祢市もいろいろ寄り合いサロン、地域包括支援センターがいろいろ手を打たれて、地域に中心者を決めて、そしてそこで予算もつけて1カ月に1回程度、年10回程度集まって、そういったことを活動をしっかりとされて、寄り合いサロンもあります。

それで認知症ランニング大会などを通じて、症状が進んだ人をしっかりと支え、地域見守り活動を全体で支えていくという、社会とのつながりをいかに深めていくかが求められております。

ということで、長寿社会において、この認知症は程度の差こそあれ、多数派とも言われております。

そこでお尋ねいたしますけれども、認知症の方が穏やかに暮らせるサポート体制について、まずお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、認知症の方が穏やかに暮らせるサポート体制についての御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者がふえてる状況の中で、認知症の方も、また認知症ではない方も、ともに住みなれた地域で、安心して暮らせる地域づくりは大変重要なことであります。

介護保険制度においても、高齢者が住みなれた地域での生活を継続させるための、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの早期構築を目指しております。

昨年度策定いたしました、美祢市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画においても、基本理念を「高齢者が潤いと活力に満ち、安心して暮らせるまち美祢」とし、既存の福祉、介護サービスのみならず、地域における生活支援体制を整備するとともに、医療と介護の連携や、認知症高齢者を支える地域づくりに取り組むことが大変重要であるとの考えを示しているところであります。

認知症高齢者については、日常生活の自立度をランク別に示す、日常生活自立度の指標がありますが、美祢市においても年々重度化する傾向にあり、認知機能の障害程度は要介護度が上がるに従い、障害の程度も高くなっております。

御質問の認知症の方へのサポート体制について、地域包括支援センターが果たす役割と、課題についてでございますが、現在学校等を初め、各地で認知症サポーターの養成講座を実施しております。

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方や、その家族を暖かく見守る応援者のことであり、1人でも多くの市民がサポーターになっていただくことが地域における見守り体制構築の第一歩となりますことから、積極的に取り組んでいるところであります。

なお、この講座については、キャラバンメイトと呼ばれる研修を受講された方が講師役として活躍されており、キャラバンメイトの育成、強化についても重要課題の一つとして取り組んでおります。

また、見守り体制の強化の一環として、今年度から認知症等高齢者徘徊・見守りSOSネットワーク事業にも取り組んでいるところであります。

この事業は徘徊の恐れのある認知症等高齢者が行方不明になられた場合に地域の

支援を得て、早期に発見できるよう関係機関の支援体制を構築し、徘徊高齢者の生命や身体の安全を図ることを目的としており、徘徊高齢者の事前登録と関係機関による緊急連絡体制、支援体制の構築が大きな柱となっており、現在登録やネットワークの構築に向けた支援体制整備を行っているところであります。

さらに、認知症の方でも地域での交流が必要であることから、御本人や御家族の支援策の一つとして、家族介護者交流事業である、いわゆる認知症カフェの開始に向けた調整を図り、可能であるならば来年度からの実施を予定をしているところであります。

このほかに認知症高齢者対策事業としては、認知症に関する正しい理解を促進するための啓発活動のみならず、早期診断・早期対応を促進するため、関係機関との連携強化や、自立生活サポートを行う認知症初期集中支援チームの設置に向けた検討、定期巡回、随時対応型サービスの導入等、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指した事業を実施・検討しているところであります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 岡山議員から大変ありがたい質問を頂戴いたしましたので、答弁にはなりませんけれども、今、議長からお許しを得ましたので、先ほどキャラバンメイトのことをおっしゃって、認知症サポーターとしての講習会があるということ、質問の中でも言われたけど三浦市民福祉部長もお答えしました。

今、市の職員もこれ鋭意受けておりまして、大変たくさんの方がこれを持っております。あなたもぶら下げちゃった、ちょうどあそこにぶら下げてますけど、これです。

できましたら、岡山副議長初め議員の方々もこれ90分程度です、1回の講習が、厚生労働省がやっておられまして、認知症を知って、そして地域をつくっていこうという厚生労働省のキャンペーンの中でやっておりますので、できましたらこのことも御理解いただいて、ぜひとも講習を受けられてこれを手に入れていただきたいというふうに思っております。

以上です。以上で、失礼しました。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 村田市長どうもありがとうございます。

この認知症サポーターのオレンジのリングですけれども、これ公明党の山口那津男代表も認知症サポーターの一人として、それをしっかりと持っています。

それで、今、市長言われましたように、さっき言いましたこういった方が認知症をしっかりと講演ができるそういった方が90分の受講を受けて、そして認知症のことをしっかりと講演できる方、この方から90分の受講をしていけばそれがいただける。サポーターになるということで、きょうは私も含めて皆さんおられますので一回この議員に90分ほどちょっと時間かかりますけれども、そういったところでまず議員から率先してやっていくことも私は重要じゃないかと、まだ時間がない人もおってかわからんけれども、10人以上おれば何か講師が……できるっちゅうことがありますので、何とか10人しっかりと議会の方も、議員さんも集まって、この認知症のサポーター役になって地域で役立つようになっていきたい、このように思っております。ありがとうございます。

以上、再質問はそこで、質問じゃありませんけれども、それで終わっていきたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

独居の高齢者や認知症高齢者に対する見守りサポート体制についてです。

警視庁によると、2014年に全国の警察に届けのあった認知症の行方不明は1万783人です。大半は所在が判明しましたが、高齢化の進展に伴い深刻な問題となっています。

東大阪市の社会福祉協議会では、介護認定を受けた認知症高齢者が行方不明になった際、通行人が声をかけ、警察に連絡し、無事に保護された。こういった例が多いんですね。

身元の確認の決め手になったのが、上着の袖についていた見守りトライくんシールというものだったと、認知症登録世帯に配布されている縦2.5、横4センチのこのシール、そういったQRコードが印刷されている衣類や服などに張りつけるものであるということです。

携帯電話やスマートフォンでQRコードを読み取るとネットワーク事務局の連絡先が表示されて、システムを運用している実態もあるわけでございます。

美祢市地域包括支援センター、この担当者は、介護認定を受けた認知症高齢者に対して見守りシールくん、黄色の印刷シールを配布し、該当者に配ることで認知症

の見守りに私はつながっていくんではないかと思っております。

なかなかQRコードなんて、いろいろ予算がかかりますけど、それはちょっと無理にしても、こういった認知症、なかなか靴とか、服とかつけても、外したりとかいろいろあると思いますけれども、何かつけちゃって格好がいいようなオレンジ色のシールをつけていけば、夜ひとりで歩いておればちょっとおかしいなって思っている連絡するっていうこともできるんじゃないかと思っております。

ということで、しっかりと認知症の見守りに対してはつながってくるんじゃないかと思っております。

また、独居高齢者に対する見守りとして、いろいろされてるんですけども、郵便局と見守り協定以外に、この宅配業者、配食業者、新聞配達業者等、独居高齢者に対するこの協定を今後はしっかりと推進していくことも重要ではないか、地域のさまざまな面で高齢者、独居老人の方、そういった見守り推進していくことが重要と思っております。

従いまして、独居高齢者や認知症高齢者に対する、この見守りサポート体制についてどのようなお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは独居高齢者や認知症高齢者に対する見守りサポート体制についての御質問にお答えをいたします。

まず、見守りシールの配布についてお答えをいたします。

認知症の方の見守りシステムの一つとして、先ほど議員から見守りシールの御紹介がございましたが、そのほかにもGPSシステム——衛星を利用したシステムですが——を活用したペンダントや腕時計など、徘徊時の居場所を特定するシステムが民間会社からいろいろと商品化されております。

その中でも一番経費的にも安価で取り組みやすいものとして、見守りシールを御提案されたものと推測いたします。

認知症の方が年々増加傾向にあることから、支援グッズ的なものが商品化され、全国で実証実験が行われていたり、既に購入にかかる支援制度を設けたり、さまざまな取り組みがなされておりますが、認知症の方はその方の症状により、向き不向きがあるとお聞きしております。

御提案いただきました、見守りシールにつきましても、シールを剥がされるなど、

認知症の方全てに効果的な商品とは言い難いところではありますが、関係機関とも協議をさせていただくなど、導入に向けた検討をさせていただこうというふうに考えております。

次に、独居高齢者の見守りについてですが、配食サービス事業の中で、御利用者の安否確認を含めた事業として実施していることは御存じだとは思いますが、御提案いただきました宅配業者や、新聞配達業者等、市民と関わりの深い事業者との見守り協定につきましては、既に一部の事業者と見守り協定を締結しているものの、早急に検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。

今後、しっかりと独居老人も、軽い認知症の方の見守りということで今私は言いましたそのものの事業者と今後協力体制をしながら、見守りをしっかりと深めていくということ、そういった前向きな御回答がありました、本当にありがとうございます。しっかりと進めていっていただければと思っております。

今後は、各地域で支える独居、そして軽い認知症の方を支える有料ボランティア推進が今うたわれております。介護認定になっていない方に——元気な方、65歳以上で元気な方が買い物やこの独居の方、また軽い認知症の方、65歳で要支援1にもなっていない、そういった元気な方がその方に対して買い物や病院の付き添いや、いろんな掃除等お手伝いをする。

そういったことで、幸せ隊というそういった方が費用は普通の介護の3分の1、何て言いますか独居の方、元気で、要支援も1にならんで、デイサービスも行かない、そういったサービスを受けないでかつがつ元気だけど一人、だけど買い物とか、また病院とか行く場合にはおって、誰かが一緒に連れて行ってくれたらありがたい。そういったなかなかちょっとグレーゾーンで、介護のそういった支援を受けられない方も結構おられる。元気でおられる方もおってんだけど、そういった方がそういった少し独居の老人の方、軽い認知症の方と一緒に病院に行ったりそういったことをする。そういった幸せ隊ということで、幸せ手伝い隊券発行で、それを普通の介護の3分の1の費用を県もいただいて、それを商品券にかえていく、そういったシステムが仕組みをつくり込んでいくことも他の市によっては行っているわけ

です。そういったことも考えていかんといけんのかな。

そして、今、日本版CCRC構想ということで、東京圏ゾーンなど、高齢者が健康なときから地方に移り住む、この地域に多世代と協働、一緒に働く、だから東京で今仕事をしてるけど50になる。だけど、今後これからは、地方に住んで、そこで元気なうちに、体が元気なうちに、しっかりとこの、例えば美祢に来てから一緒にこういった地域に移り住んで、元気なときから移り住んで、次の第2の人生を送って、そしてそこで地元で働いていく、そして介護のそういった有料ボランティアとか、そういったところにもそういった方が住まれていく。

さまざまなやり方があるんですけども、このCCRC構想というのは高齢者が健康でアクティブな生活、継続的なケアの確保、そして地域社会、多世代との協働をしっかりとしていく、さまざまな面で今後CCRC構想なども進めていかんといけない。

そうすると今高齢化がどんどん進んで、美祢市の今の高齢福祉課、そこも今17人かな。臨時の方とかいろいろ委託もおってですけども、今後こういったところも今でさえも目いっぱい職員で大変な中、本当に外に出て、いろいろ叱られながら、いろいろさまざま問題抱えた後にそういった現場に行かなくちゃならない、なかなか人が足りんというところもあるんです。

これ以上ふやすとなると大変、だけど、今のこれを進めて、そしてこれを地域包括支援センターのほうの人も限られる、そういった中で本当に人材が疲弊しないようにこういった対応をしっかりと充てていかんといけんのかなと、なかなか難しいところがあると思うんですよね。そういったところに関しまして、ちょっと予防だけで、ちょっと終わろうとは思ったんですけども、職員というものをふやすことができるかどうか、これについて村田市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 岡山議員の御質問ですけども、質問の中でも触れられましたけれども、非常に美祢市、昨日の一般質問でもお答えしたとおりですね。合併時に比べて百数十人の職員を減らしております。それに比べて、事務量が非常にふえてきておる、今の介護とかにかかる、本来であれば国がやるべき仕事を市がやっておるということです。ですから、事務量が非常にふえておる。その中でどうにか人員をやりくりをして、いろんなどこへ、部署に行っていただいてそして市民の福祉

の向上なり、安全・安心の向上なり携わってもらってます。

今、このことだけ考えてみれば、それが十二分に充足できるほどの人員を配置できれば、私も幸せですけれども、市民にとっても幸せでしょうけれども、なかなかそこだけに特定をして人を集めるということではできません。

ですから、今後も、全体の事業量、どういう分を、人員を厚くしていくと市民のよりためになるかと、いつも申し上げるベストっちゅうのはないんですよ、だから比較をしながらこちらはだめっていう意味じゃないんですよ。より高度なサービスを提供しますけれども、そんな中でもこちらのほうに若干寄せたほうがいいのかということがありますので、いろんなことを判断しながら、今の御提案も考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。

なかなかそういった部分については、なかなか説明するのも大変かなと、あえて大変ということ、ここに関しましてお話し、答弁をしていただきました。

そういった中で本当に市の職員も、もう限られた人数の中で本当にしっかりと頑張っておられますし、そういった中であっては、今後とも議会側としては応援するところはしっかりと応援したい、さっき言いましたサポートとしても介護サポートとしても、我々のひとつの何か役立つことを、今後とも協力するということをお話申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時08分休憩

午後0時57分再開

○副議長（岡山 隆君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

議長が所用のため、席を外しておりますので、これより副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○3番（坪井康男君） 友善会所属の坪井康男でございます。

一般質問順序表に従いまして、一問一答方式により質問させていただきます。

質問のテーマは、美祢市の二つの第三セクター会社、すなわち美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社にかかわる諸問題であります。

内容は、1番目が平成27年度上期の二つの三セク会社の収支状況でございます。

2点目が二つの三セク会社に関して、執行部の説明責任の問題でございます。

3点目が同じく二つの三セクに関する議会の役割。

最後が、執行部のこの二つの三セクに対する今後の対応についてでございます。

この4点について御質問申し上げます。

私は、さきの6月定例議会における一般質問で、第三セクターの代表取締役人事と企業の法令遵守——コンプライアンスというテーマで、何点か、お尋ねをいたしました。

その中で、役員変更の登記期間が守られていないという問題は、執行部から、今後適正に登記事務が行われるよう指導するとの御答弁をいただきましたが、その他の幾つかの質問について、きちんとした御回答がいただけないままに時間切れになりました。

その後、8月に大阪で開催された議会運営委員会のメンバーで参加いたしました地方議員研修会や、同じく8月に萩市にて開催の山口県市議会議員研修会等に参加して、地方自治のあるべき姿について、いろいろ勉強してまいりました。

今回は、その研修の成果も踏まえて、第三セクターの諸問題に関する、いわば積み残しの問題点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、初めは、美祢観光及び美祢農林開発の経営の現状についてでございます。

二つの第三セクターの代表取締役には、林繁美前副市長の後任である篠田洋司副市長が6月18日開催の臨時株主総会において選任され、株主総会開催の1週間後の6月25日に法定期間をきちんと遵守した変更登記が行われております。

さらに、7月1日には、美祢観光開発の総支配人として、長野県より黒崎哲幸氏が着任され、9月1日には、美祢農林開発の統括責任者として、伊藤末高氏、この方は元西日本銀行、さらには香川銀行にお務めになったと聞いております——が就任され、懸案であった二つの三セクの経営陣の人事が固まったところでございます。

このような新体制下において、二つの三セクの経営改革がどのように推進されつ

つあるのか、市民として重大な関心があるところでございます。

では、具体的に問題に入ります。

まず、美祢観光開発株式会社についてであります。

当社は、平成10年4月オープン以来、交流拠点都市を標榜する美祢市の中核施設と位置づけられる道の駅おふくの管理運営を担ってきたわけではありますが、残念ながら道の駅としての競争力の低下はいかんともしがたく、平成24、25、26年の各年度とも860万円以上の純損失を計上しており、直近の3年間の累計純損失額は2,600万円強であり、資本金など本来あるべき6,000万円の純資産が1,200万円程度に大きく目減りしております。このまま推移するとすれば、来年の今ごろには債務超過に陥ることは必至の状況にあります。

美祢農林開発につきましては、過去3年間の累計純損失額は1,400万円強であります。この間、同社へは、6,000万円の補助金並びに指定管理料が支給されており、この公的支援を除けば、7,400万円もの純損失額となります。

そこで、最初の質問でございますが、二つの第三セクターの平成27年度上期の収支はどのような状況か、お尋ねをいたします。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 坪井議員の美祢農林開発と美祢観光開発の平成27年度上期の収支状況の御質問にお答えいたします。

まず、美祢農林開発株式会社について申し上げます。

売上高につきましては、税抜きで1,404万9,000円、税込みで1,517万3,000円となりますが、この指定管理料を含め、6,217万円を計上しております。

竹箒部門、農産物加工部門、野菜活用部門において、それぞれが増額となりましたことから、前年度同期3,162万2,000円と比較して、3,054万8,000円の増となったところでありますが、その一方で、売り上げ原価につきましても、当期製品製造原価の増に伴い、6,538万4,000円、前年度同期3,941万7,000円と比較して、2,596万7,000円の増となるとともに、販売費及び一般管理費につきましても、前年度同期685万2,000円と比較して、49万8,000円の増の735万円を計上いたしましたところであります。

また、営業外収益として、1,700万円の竹材等資源活用事業運営補助金が交

付されておりますことから、平成27年度上半期におきましては、経常利益として、626万2,000円を計上し、前年度同期235万4,000円と比較して、390万8,000円の増となったところであります。

次に、美祢観光開発株式会社について申し上げます。

売上高につきましては、シャーベット、特産品、レストランなど、前年度同期と比較して増となる一方で、温泉、野菜市場、市民館食堂などの各部門については減となったところでありますが、総額では、税抜きで222万2,000円、税込みで240万円となる指定管理料を含めて9,689万円を計上し、前年度同期9,131万7,000円と比較すると557万3,000円の増となったところであります。

また、売り上げ原価につきましては、5,298万1,000円を計上し、前年度同期5,084万7,000円と比較すると、213万4,000円増加しておりますが、販売費及び一般管理費につきましては、4,482万7,000円で、10万3,000円の減となったところでございます。

以上の結果、平成27年度上半期におきまして、69万3,000円の純損失を計上いたしました。前年度同期428万4,000円の純損失と比較すると、359万1,000円の改善を果たしているところでございます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 二つの三セクとも前年に比べるとかなりの改善があると、こういうことだと思います。大変結構なことだと、そう認識しております。

次に、第三セクター問題に関する執行部の説明責任の問題に移ります。

この問題につきましては、これまでに何度か質問した事項の中に、執行部から誠意ある明確な御答弁が得られないものがありますので、改めてお尋ねをいたします。

美祢市長と美祢農林開発株式会社の代表取締役の間で、美祢農林資源活用施設の管理に関する基本協定書が過去3回結ばれております。

一番最初は、平成20年10月1日です。このときは向こう3年間の指定管理の協定が結ばれております。このときは、どういうわけか、指定管理料を支払うという約束事がございます。つまり簡単に言うと、この期間は美祢農林開発で収益を上げて管理運営を行うと、こういうことだったろうと私は思っております。

2回目が平成24年3月29日に改訂が行われまして、ことしの4月1日まで——失礼しました。27年の4月1日まで3年間の協定が結ばれて、これは、ここから初めて指定管理料が支払われるということになりました。この二つはいずれも期間が3年です。ところが平成27年3月27日に締結された協定では単年度契約になっております。これについても、3年の契約から、なぜ1年になったのか。余り定かに理由の説明がありませんので、よくわかりませんが、いずれにしても単年度だけにして、余り長くせずに単年度にして、逐次状況を見ながら考えると、こういう御方針だったろうと思います。

この協定はタイトルが示すとおり、指定管理業務に関する協定でございます。そして、この三つの協定書の中には、それぞれ条項及び文言は少しずつ異なっておりますが、美祢農林開発の本来業務、本来業務と言いますのは竹箸の製造販売です。この本来業務と指定管理業務、これは美祢農林資源活用施設の指定管理業務ですね。この二つを区別して経理するという規定が明確に定められています。

このように、二つの本来業務と指定管理業務を区分して経理するとなっておりますけれども、この問題について、私は過去何回か質問を申し上げました。最初が平成25年6月19日の予算委員会でございます。当時、河村課長はそのとき、明確なところはわかりませんが、私どもは分離されているものと思っております、このような御答弁でした。

次に、25年9月5日のこれが本会議の一般質問です。ここでも質問しましたが、はっきりした……要するに区分して経理してますかということについての明確な御答弁がありませんでした。

さらに、26年3月11日の予算委員会で、また同じ質問をしました。当時の河村課長の答弁は、指定管理業務と竹箸の業務は分けることになっているから、きちんとした会計処理をなさいという話はさせていただいておりまして、できる限り、きちんとした分け方をしているという解釈はしておりますが、明確に分け切れていないところがあるということを感じておるところでございます。伊藤、当時経済部長は、第三セクター対策室として、当然、区分会計をしなければならないことを認識しています。そのように指導して、当然改善するように努めますので、それ以上のものはございませんと、こういうことです。

それから、さらに26年6月10日の本会議で河村課長は、平成19年度からそ

れ以降の部分で部門別がなされていたかという質問でございますが、私の知る範囲の中では、このたびお示したようなものはないものと思っておりますという御答弁でした。

そこで、第三セクターの執行部の説明責任に関する最初の説明ですが、美祢農林資源活用施設の指定管理業務と竹箸事業は分離して経理されておりましたでしょうか。

それから、さらに、この業務にかかわる、美祢農林開発の業務にかかわる帳簿、預金通帳及び財務関係書類等が本店、すなわち美祢市大嶺町東分348番地4の事務所内に過去5年間保存してありますか、お尋ねをいたします。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは、第三セクター問題に関する執行部の説明責任の御質問にお答えします。

まず、美祢農林開発の指定管理と竹箸製造販売の二つの業務について、分離された経理が実施されているかについてであります。

本市の二つの第三セクターに係る経営状況につきましては、地方自治法第243条の3の規定に基づいて、毎事業年度、事業報告書及び事業計画書を作成し、毎年市議会6月定例会において御報告をしているところでございますが、現在では、これらの書類に加えて、部門別総括表を別途作成し、議会に提出をしております。

本年の6月に開催された市議会定例会におきましても、平成26年度決算部門別総括表をお示したところでありますので、議員御承知と考えております。

次に、美祢農林開発の本店所在地はどこで、そこに過去5年分の帳簿類が保管されているかとの御質問でございます。

美祢農林開発株式会社の本店所在地につきましては、履歴事項全部証明書に記載された美祢市大嶺町東分348番地4であります。活動の拠点につきましては、美祢市農林資源活用施設が設置されている美祢市大嶺町奥分2846番地1であり、当該施設内にこれまでの帳簿類が保管されていると認識しております。

なお、ただいま御質問にはお答えをさせていただきましたが、本年市議会6月定例会の坪井議員による同様の一般質問におきまして、第三セクターに関する登記簿の御質問の際に、地方議会運営辞典が示す、市が出資している第三セクターの業務については、第三セクターと市とは別個の存在であるので質問できない。ただし、長の監督権の行使の状況等については質問できるとの御説明をさせていただいてお

りますことを再度申し添えます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） ただいまの事柄について再質問させてください。

部門別の会計がなされているかということについては、議会に部門別に区分した報告をしておるということだったと思います。

私が質問いたしましたのは、美祢農林開発が分離した経理をしておられますかという質問でありました。このことは市長さんと美祢農林開発の代表取締役さんとの協定の中に決めてあるんですよ。だから、議会に部門別の報告をなしたということをもっては、私の質問にお答えいただけてないと、このように思っています。

それから、もう一つの本店所在地どこですかということについて、実質的には桃ノ木の美祢農林資源活用施設のあそこにありますよという御説明だったと思います。だけど、登記簿には、さっき申し上げたように、番地を調べますと、美祢市の勤労福祉会館、丸和の前、ここの左側にあるここの番地ですよ。484番地4は。ここに明確になってますよ。それで、もし、桃ノ木に移転されたとしたら、それはそのように、また移転登記をなさるべきであって、この本店所在地ちゅうのは非常に大事なんです。本店所在地を変えるには株主総会を開いて了解とらなければ勝手にできないんですよ。

今の西田部長のお話だと、これ何か登記が懈怠と。おくれてるんじゃないに、ちょっとゆゆしき話になりますよ。刑法の157条の第1項に公正証書原本不実記載罪ちゅうのあります。よく男性が突然気がついてみたら、何か嫁さんがおったって。ほいで、びっくりして見たら、戸籍が妙な嫁さんが入っとるというんです。それで大騒動になるケースがあるでしょう。それと同じなんです。登記簿とか、戸籍簿を実際と違うことをやってたら、これ大変なんです。公正証書原本不実記載罪で5年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すとなっておりますよ。

ですから、西田部長、今あなた答えられたことは、大変な、とんでもないことをお答えになったということになります。

だから、もう一遍、さっきのことを再質問に答えてください。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 坪井議員の再質問ですが、あなたは毎回同じことをお伺いに

なるね。毎回同じことを多分今までもお答えをしてくれておられると思います。今の本店のことも、ことしでしたか、質問されたですよ。本店のいろんなところ調べられたですか。さっき、何か結婚の話と混同されて、とんでもないことをしよるような言い方されたけど、それこそ、とんでもない言いがかりですね。ある意味ですね。いろんな会社ありますけれども、本店機能はどこそこに登記してありますよ。しかしながら、実際の業務は違うとこでやっておる。これはもう日本だけじゃない。世界中の会社で、御承知でしょう、このことは。ということで、法的に何の問題もありません。

それと、今、西田部長が後半で申し上げたでしょう。議員の方々が、市が出資している第三セクターの業務については、第三セクターとしては別個の存在であるので質問できないということを地方議会運営辞典が示しておりますよって、これ前に申し上げたですよ。今のお話は、会社が御自分の判断によって、いろんなことをされておられる。ここは美祢市議会です。私は美祢市議会として、その第三セクターに対するいろんな指導的なことはここでお話はできるけど、会社の中身について、ここで答えをするべきじゃないし、また、あなたは質問すべきじゃないんです。そのことを前回は、確か前々回も申し上げたと思うけれども、また同じことをしておられる。ですから、そのことが議員がおわかりでならんようであれば、もう一度よく勉強をしていただきたいと思います。どうですか。ちょっと一遍引きますよ。（「何ですか。今、私に反問ですか」「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（岡山 隆君） そういったところの、今、市長が言われたことを文書をもって坪井議員にきちっと現状知っていただく。こういったことも必要じゃないかと思っておりますので、その辺も対応していただきたいと思います。どうぞ、坪井議員。

○3番（坪井康男君） 何ですか、今、副議長、何をおっしゃった。

○副議長（岡山 隆君） いやいや、今、村田市長が言うたことに関して、しっかりとその……。

○3番（坪井康男君） （聞き取り不可）私、文書……。

○副議長（岡山 隆君） ええ、ええ、そういうことです。より、そのほうがわかりやすいと思います。

○3番（坪井康男君） そういうことでしょうか。ちょっといいですか。（「ちょっと

待って。ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○副議長(岡山 隆君) 今、言われたことをですね、はい。(「いや、それはちょっとおかしい。それは今、ちょっと、いいですか」と呼ぶ者あり) はい、どうぞ。

○市長(村田弘司君) はい、はい。(「いや、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり) いや、ちょっと待って。(発言する者あり) 今指名を受けまし、(発言する者あり) 指名を受けましたから。(発言する者あり) いやいや、ここで、(発言する者あり) いや、あなたが不規則発言。ここの議場をつかさどっておられるのは……。

○副議長(岡山 隆君) 今、私だから……。

○市長(村田弘司君) 今、議長職をしておられる岡山副議長ですから、この方が、私に今発言してくださいという指名があったわけですから、私がお答えします。あなたがされるのが不規則発言です。よろしいですか。(「どうぞ」と呼ぶ者あり) その辺もよくちゃんと、(「どうぞ」と呼ぶ者あり) ちゃんと認識して当たってください。

もう1点、さっき、ちょっと申しおくれたかもしれない。逃したかもしれませんがけれども、二つの部門別のことがきちっと整理をされておるかということをおっしゃいました。これも西田部長が、これも前回もお答えしたと、今回もお答えしましたよね。いいですか。ちゃんと議会で、6月議会で報告しとるでしょう。おまけに(発言する者あり) 丁寧な部門別の資料までおつけをして、お示しをして、それをもって、前年度の議案として承認をされておるんですよ。これは議会として承認されておられるんですよ。その中に坪井議員がいらっしゃったということですよ。

(「また、そんなこと」と呼ぶ者あり) ですから、その辺を冷静にちょっと御質問頂戴いたしたいと思います。(発言する者あり) よろしくお願ひします。私もなるだけ、要らんことでお答えしたくないもんですから、ひとつ、よろしくお願ひします。

○副議長(岡山 隆君) 大変失礼しました。今、しっかりと、今、私が言ったことに関して市長が明確に答弁しましたので、そのことをしっかりと受けとめて、文書という、また複雑になりますから、それは今市長が言ったことを受けとめていただきたいと思います。坪井議員。

○3番(坪井康男君) 大変、冷静にやります。笑いながらやりますよ。私が申し上

げておるのは、あくまでも基本協定書っていう契約ですよ。契約に、あなたと、今で言えば、篠田副市長との間で、いや、失礼しました。美祢農林開発株式会社の社長さんとの間に協定書が結ばれて、その協定書の中で、二つの経理は分離してなすべきって書いてあるんですよ。そのとおりになってますかちゅう質問したんですよ。そしたら、妙な御回答いただきました。もう、これ以上いいです。回答は要りません。（発言する者あり）いやいや、それと部門別を出してるから、いいではないかという話と全然違うんですよ。私は、（発言する者あり）ちょっと、人に、質問してるんですから、あなたも不規則発言しないでくださいよ。（「今、あなたの発言されたことに、執行部として責任をとって、いいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。今、まだ聞ってるじゃないですか。（発言する者あり）おかしいでしょう。議長、副議長、僕が今聞いてんだから。

○副議長（岡山 隆君） ちょっと、落ちついてくださいよ。

○3番（坪井康男君） 何を。

○副議長（岡山 隆君） そういった怖い顔せんで、ちょっと……。

○3番（坪井康男君） いやいや、笑いますって。じゃあ、にっこり笑えばいい。

○副議長（岡山 隆君） はい、さっき、今、笑ってやりますって言うちゃったやない。

○3番（坪井康男君） はい、にやっと笑いますよ。

○副議長（岡山 隆君） はい、笑ってください。

○3番（坪井康男君） そんなあんた、変なこと言わんでくださいよ。

○副議長（岡山 隆君） どちらが答えられます。

○3番（坪井康男君） これ神聖なる議会ですよ。

○副議長（岡山 隆君） はい、ちょっと……。

○3番（坪井康男君） 何がどうすりゃええんですか。

○副議長（岡山 隆君） 今から、西田部長……。

○3番（坪井康男君） 私は座ればいいんですか。

○副議長（岡山 隆君） はい、座ってください。

○3番（坪井康男君） はい、はい。

○副議長（岡山 隆君） 西田部長。

○建設経済部長（西田良平君） 部門別の総括表をお示ししております。これは我々

執行部のほうが作成したということではなく、会社のほうで作成、しっかりと部門別でやっておりますということのあかしとして、経理上きっちりしてございまして、それを私どもがいただいて、議会のほうに部門別で、こういう形で出ておりますということで、ペーパーでお示しをしておりますということでございます。（「今ですよ、いつからですか」と呼ぶ者あり）えっと26——二十——先ほど言ったのはいつやったっけ。（「つまりね、19年からね」と呼ぶ者あり）はい。（「25年まではされてない」と呼ぶ者あり）

○副議長（岡山 隆君） ちょっと、手を挙げてからやってください。

○建設経済部長（西田良平君） その御指摘が議会からもありましたので、しっかりとその辺を明確に、（発言する者あり）はい、わかりました。

本来であれば、先ほど私申し上げましたように、第三セクターの決算に関する報告ということは、本来するようになっておりますので、それについてはしております。その中で、議会のほうから、こういう指定管理に基づくところときっちり分かれてるかっていうふうな御質問等がありましたので、それを会社のほうにも申し上げ、それならばということで、本来提出する必要がない資料だと私は思っておりますが、議会からの御要請によって、あえてそれを御提出してると。そして、その内容については我々行政がつくったというのではなく、会社のほうから提出していただいたものをそのまま議会のほうに御提出させていただいてるということでございます。

○副議長（岡山 隆君） いいですか、はい、坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私が一般質問申し上げましたんで、そのように変えましたと、こういうことでございますので、これ以上質問いたしません。

ただ、さっき申し上げました本店所在地っていうのは、これ今市長さんがおっしゃるような、そんなへぬるい話じゃないんですよ。本当ですよ。もう一遍言いますよ。刑法157条第1項ですよ。これは篠田副市長がよく御存じですから、確認してください。その問題はもうやめます。

じゃあ、次に行きます。

それでは、執行部の説明責任に関する次の質問に移ります。（発言する者あり）
何ですか。何です。（発言する者あり）

○副議長（岡山 隆君） そうですね。刑法百五——ちょっと、坪井議員座ってくだ

さい。ちょっと座ってください。

ちょっと今、刑法157条1項の件がありましたので、「ええ。何を言われるんですか」と呼ぶ者あり）副市長答弁でき、「何を言われるんですかって」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。ちょっと座ってください。（「おかしいな。むちゃくちゃじゃ、ほんと」と呼ぶ者あり）

○副市長（篠田洋司君） 本店所在地の件でございます。本店所在地は東分でございます。（発言する者あり）はい。大嶺町東分、登記上の所在地でございます。

本店所在地、これにつきましては、市長が先ほど申しあげましたように、本店の所在地と実際の書類の保管場所違うということが多いことでございます。せんだっての6月議会でも申しあげましたように、例えば、他県においての第三セクター（「それはもう聞きましたって、そういうことを質問してないんですよ」と呼ぶ者あり）ですから、それほど、ゆゆしき問題ではないというふうに、（発言する者あり）理解しております。

以上でございます。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今の御答弁でしたら、ゆゆしきことになりますよ。いいですか。本店所在地ちゅうのは、株主総会を開いて決めることですよ。営業所の所在地と違うんですよ。それで、ここは、この484番地4は、元美祢市矯正施設活性化推進施設という看板掲げてありました。今は、こうですよ。見せますよ。

〔議員 坪井康男君 発言席を離れる〕

○3番（坪井康男君） 宇部管内食品衛生協会美祢支部。見せますよ。こうなってますよ。ここが本店所在地ですよ。中身ないでしょう。これをあなたがあくまでも本店所在地と言われるなら、もう、これ以上質問しません。やめます。

〔議員 坪井康男君 発言席に戻る〕

○3番（坪井康男君） 次に行きます。

この6月の定例議会の際にいただきました美祢農林開発株式会社の平成26年度決算の部門別、さつき、おっしゃった部門別総括表によりますと、竹箸部門の営業利益はマイナス1,364万9,000円でした。営業利益はです。この部門には市の補助金が1,700万入っていますので、竹箸の純利益が319万8,000円、これ計上されています。これはいいと思います。しかし、美祢市竹材資

源活用事業運営補助金交付要綱の第2条に、この1、700万の補助金のことです。補助対象には、こう書いてあるんです。市長は予算の範囲内で美祢農林開発株式会社が行う事業に要する経費のうち、市長が必要と認めたものについて補助金を交付するものとするとなっております。私がしつこく、しつこく、部門別がどうのこうのという質問、これなんですよ。これにつながってることを御理解いただきたいんです。美祢市竹材資源活用事業運営補助金交付要綱というのがあります。これに今言ったことが書いてあります。そこで流用がありませんかと言ってんのは、その意味ですよ。竹箸製造部門ですよ。319万8,000円プラスが出て、ほかの野菜部門とか、それは赤字が出てる。それ減らしてんですよ。これが流用じゃないんですかという意味ですよ。お答えください。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 美祢農林へ平成26年度支給の補助金1,700万円について、他部門への流用はないかについてであります。

そもそも、この美祢市竹材資源活用事業運営補助金につきましては、現在、美祢農林開発株式会社が実施いたしております竹箸事業に対し交付しているものでありまして、その他の事業に流用するという考えは持っておりません。

平成26年度における竹箸部門の収益につきましては、本年の市議会6月定例会においてお示ししたとおり、319万8,000円の純利益を計上しておりますが、売上高と竹材資源等活用事業運営費補助金を合計した総収入額、収入総額から当期製造原価、それから販売費及び一般管理費を差し引いた収支では153万円の収入不足というふうになっておりまして、このような形で経営環境としては非常に厳しい状況にあるということから、流用ということとはございません。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） もう、これもまともにお答えいただきませんから、いいです。次に行きます。答えてない。（「今のは（聞き取り不可）発言じゃないですか、ちゃんと答えてますよ」と呼ぶ者あり）答えてないですよ、一つも。（「明確に答えましたよ」と呼ぶ者あり）うそですよ。いいです、もう。もう、いいです。もう、ビデオを見ればわかりますから。

じゃあ、もう同じことを何回聞いても全然ポイントを外されて、いいかげんな答

えされますから、もういいです。次に行きます。

第三セクター問題に関連した議会の役割についてまいります。

私は、さきの6月定例会の一般質問で、三セクの代表取締役人事と企業の法令遵守についてお尋ねをいたしました。過去において、美祢市三セクの代表取締役登記が法定期間内に行われていないため、どうして、そうなったんですかと理由を聞きました。ところが、篠田副市長は次のように答弁されています。

さっきおっしゃった、議会運営辞典によると地方公社とか、第三セクターの業務については、当該団体とは別個の存在であるので質問できない。ただし、出資や長の監督権の行使の状況等について質問できると、こういうことであります。けれども、今後指導しますと、こういう話ですよ。今、私は、あくまでも単純に第三セクターとのかかわりを言ってんじゃないんですよ。あれだけ美祢農林開発は2,000万の資本金のうち、1,950万、美祢市出してますよね。それで、あれだけ毎年毎年1,700万か、それ以上の補助金出してますよね。だから、これは市長の監督責任が及ばないわけがないんですよ。そのことについて、私、質問してんだけど、三セクは対象外とこうおっしゃる。だから、もう論外ですから、これも割愛しますよ。

本当に、その次に、株主総会で何と発言されましたかと言ったら、ここだけは申し上げておきますよ。市民の皆さんに知ってもらわんにゃいけん。

「この一般質問の場というのは、美祢市の政策的、施策的なものについて御質問を頂戴して、予算委員会とか、いろいろありますよね。本会議もありますよね。そこで質問に適しないものを、ここで一般質問の場として、法で定められて設定されておるわけでありまして。ここは決して裁判所じゃございません」と。中略です。

「我々は指導機関として、きちっと今後両者に指導してまいりたいというふうに思っておりますけれど、それ以外の個別の中身について、ここで追求をする場なのかということ、もう一度、逆に私はお伺いしたいと、反問権を求めます」と、こうおっしゃってます。

それから、本来的には、先ほども篠田副市長がお話されましたけど、地方自治法、質疑応答集にもあります、三セクについては、それ自体、それ自体議決の対象となるものではないから、本来の意味での議題となるのではなく、従って、これに対する質疑も認められないと解すると書いてありますと言うんですよ。それをあえて

我々は市民の誤解を受けてはいけないから、逃げるといふふうには思われては困るから、一所懸命お答えしてるわけですよと副市長さんお答えになってますよね。これ私は根本がおかしいと思いますよ。1,950万出資して、毎年大赤字出して、補助金を何千万も出してる。そんなところについて質問したらいかんなんて、そんなばかな話はないですよ。なんぼおっしゃっても。そういうことを紹介しておきます。

それで、あなたは、最後はかけ逃げだとか、何か全然違うことをおっしゃる。（「ちょっとこれは質問でも何でもなし。ちょっと私のほうにもしやべらせてもらって。おかしいよ、これ」と呼ぶ者あり）

○副議長（岡山 隆君） ちょっと発言が過激な発言、もうちょっと丁寧な誠実な発言してください。

○3番（坪井康男君） 誠実に発言してるけど。

○副議長（岡山 隆君） もう何か相手を敵視して、やっつけるような、そういった発言は控えてください。（「議会として、おかしい」と呼ぶ者あり）

○3番（坪井康男君） 違いますよ。副議長、それじゃ……。

○副議長（岡山 隆君） うん。

○3番（坪井康男君） 私はね、今、議会のチェック機能として発言してるんですよ。

○副議長（岡山 隆君） もう対立じゃないですか。前に進むような形の質問をしてください。

○3番（坪井康男君） おかしいです。副議長、それ撤回してください。

○副議長（岡山 隆君） いや、そこは撤回できません。

○3番（坪井康男君） 副議長、おかしいですよ。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員のほうこそ、撤回してください。

○3番（坪井康男君） なぜですか。当たり前のことを言ってる。

○副議長（岡山 隆君） 言い方に関して。

○3番（坪井康男君） 言い方に関してじゃないですよ。内容を言ってるんですよ。

それじゃ、もう最後の質問飛びます。（「ちょっと待って、今のまま終わられるとおかしいことになる」と呼ぶ者あり）何がおかしいんですか。（発言する者あり）

○副議長（岡山 隆君） そしたら、ちょっと、村田市長、発言どうぞ。先に、

（「何の発言ですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○市長（村田弘司君） 私の後に西田部長がお話しますから。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）

坪井議員、（「はい」と呼ぶ者あり）過去の言葉をずっとつけておられるんでしょうね。それをもってここで、（発言する者あり）いやいや、そうじゃなしに、この議場というのは、それに対して、にくじを言う場じゃないんでしょう。だから、ちゃんとした議論をしましょう。今、あたかも市が千数百万円の金をばらまいたがごとき発言ですよ。だから、そんなことにちゃんと答えられん市なら話にならんから、もう、この質問はやめるとか言い方されたら、ここで一般質問を見ておられる市民の方々が錯覚されてしまいますよね。これも何遍も私は説明して、この場で、ちゃんと御承知でしょう。補助金については、美祢農林開発株式会社の。美祢社会復帰促進センターをここに誘致した関係上、そこでの刑務作業に市として協力をするという約束のもとに、竹箬製造部門、これは社会復帰促進センターのセンター生の方々が刑務作業でやられる作業です。それを市が協力をしようということで、美祢農林開発株式会社の竹箬製造部門を分離をして、そちらのほうに補助金を出してる。それが混在してから、ほかのところへ金を垂れ流してんじゃないかと質問されたけど、全くそれはありません。そのことで、大きなお金を千数百万ですが、美祢農林開発株式会社にお出しをしています。それは当然のごとく、センター生に割り箸をつくっていただいて、もうかるような仕事じゃありませんから、それは政策的に、かつての旧美祢市がここに、豊田前に社会復帰促進センターを誘致をして、そして、そこで働いておられる方々が美祢市に入られる。また、美祢市内の雇用を生む。そして消費活動を生むということを政策としてやった。その見返りとして、市が法務省のほうに協力しようということで、その話はできておるわけ。——どうされたんですか。（「ここであなたの目を見てる」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。（発言する者あり）どうぞ、しっかりしとってください。ちゃんと私、（発言する者あり）いやいや、そういうことをまず、（発言する者あり）まず、そのことを、（「はい」と呼ぶ者あり）恐らく頭の中にあつたんでしょうけれども、それを置かれて、お金をばらまいとる、市がばらまいとるがごとき、（発言する者あり）先ほど言いつ放し、かけっ放し言葉を使われたけれども、（「違います」と呼ぶ者あり）市民の方がそういうふう……（発言する者あり）印象をされますから気をつけてくだ

さいということ。

それと、詳しいことは西田部長のほうから、よろしいですか。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。（「何の話」と呼ぶ者あり）今の質問に対しての。（発言する者あり）その前、坪井議員に対する質問。（「言うてください」と呼ぶ者あり）答弁。

○建設経済部長（西田良平君） ここは、一般質問という場でございまして、一般質問に関してっていうことで、先ほど質問ができない部分があると。これはあくまで、一般質問という場においてというところが運営辞典に書かれておるということでございまして、今、指定管理料であったりとか、補助金とかっていうことについて、出してるから、そういうことを質問して何がいけないのかというふうなことも言われましたが、自治法の199条7項に、議会のほうとしての監査請求権というのがあります。これっていうのが、例えば、補助金、交付金、負担金、賃金あるいは出資金とか、こういったようなことについての質問というのは一般質問としてはいいわけなんですね。ただ、やってはいけないというその範囲外のことっていうのが、監査請求権外のことということで、これをちょっと言い換えれば、会社自体の内容に関することは、一般質問という場においてはできないというふうに辞典に書いてあるということで、御理解いただきたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） もう全く理解できませんので、その話はやめます。

もう、最後の質問に行きます。

平成26年12月8日に、美祢市第三セクター改革推進委員会が立ち上がりましたよね。これはもう弁護士さんがリーダーになっておやりになってます。その後、平成27年1月21日に第2回目、さらに2月9日に第3回目が開かれておりました、委員長さんは中野善朗さんという下関の弁護士さんです。美祢市第三セクターに関する、指針に関する原案（基礎資料）の作成等についてと題する報告書が出されました。この報告書自体も委員長さんの印鑑も何もついてないんです。変な報告書だなと私思いますけど、これはしょうがないです。

それで問題は、この委員会その後はどうなってるんですかと。閉じられたっていう話聞きませんよね。継続審査になってるはずですよ。これは副市長が一番御存

じだと思いますが、それどうなってるか、今後のスケジュールと今後何を審議されるのか、主要テーマについてお伺いをいたします。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは、美祢市第三セクター改革推進委員会の審議スケジュールと今後の審議すべき主要テーマは何かについてであります。

美祢市第三セクター改革推進委員会は平成26年度に設置し、昨年度において、議員も言われましたとおり、3回委員会を開催いたしました。

本年3月に、美祢市第三セクターに関する指針を策定した際には並々ならぬ御尽力を賜ったところがございますが、完成にはまだ道半ばということもありますことから、現在指針の充実に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

本年度は3回の開催を予定しており、現段階で2回行っている状況であります。

現在、委員会におきましては、国の指針に規定されている公的支援のあり方等について御意見を賜る中で、存続、事業の継続ですが、これの前提となる条件、いわゆるゴーイング・コンサーンについても取り組んでいるところでございます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 再質問です。

先ほど、今年度何回か開かれたとおっしゃってますが、日にちをおっしゃってください。いつ行われたかというのと、それから、今後これから、これからのスケジュールをおっしゃってください。

それと、ゴーイング・コンサーンとしてのいろんなことを検討するとおっしゃってますけれども、私は、この検討委員会が設立されるもとは、もともと総務省から出たガイドラインだと思います。そのガイドラインには、もう、これだけ赤字が出て、そういう三セクについては抜本的な改革をするよう検討を進めなさいと明確になってますよね。だけど、何か抜本的な改革ちゅうような観点からのあれが何か遅いですよ。非常に遅い。去年の12月8日ですよ。もう1年たちますよ。何かえらい、のろのろ運転じゃないんでしょうか。足元に火がついてる問題だと私は思いますよ。だから、おっしゃってください。

○副議長（岡山 隆君） いいですか。西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 今年度の開催日につきましては、8月4日第1回目、

11月24日第2回目ということになっております。（発言する者あり）8月4日と11月24日でございます。（「今後」と呼ぶ者あり）確定はしておりませんが、2月から3月の間で開催することになるかと（「報告書はいつ」と呼ぶ者あり）その後になると思います。（「2月何日」と呼ぶ者あり）その後です。第3回目、（「だから、おおよそ。年度内」と呼ぶ者あり）いや、それはちょっとはっきりとは、まだ今申し上げられませんが、はい。というのが、委員会の進行次第ということもでございます。

それで、一つですが、ただいま言われましたように、ゴーイング・コンサーンも取り組んでいるということで、先ほど答弁をさせていただきました。この中で、委員の方々からの御意見としてみれば、早急にこういうふうな、ある意味でのハードルと申しますか、こういうものっていうのは、より慎重を期すべきであるという御意見は賜っているところでございます。ですから、そういう意味から言いましても、そういう報告書っていうのがいつになるかっていうことについては、今はっきり申し上げることはできません。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 手を挙げてください。坪井議員。

○3番（坪井康男君） もう、これ以上聞いても、まともな答え返ってきませんので、これで終わります。ありがとうございました。

○副議長（岡山 隆君） それでは、この際、暫時、2時5分まで休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時05分再開

○副議長（岡山 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。河本芳久議員。

〔河本芳久君 発言席に着く〕

○12番（河本芳久君） それでは、今から一般質問をいたします。友善会所属の河本芳久でございます。通告により、3項目について質問いたします。

まず、最初に、農業振興に係る新年度予算案及び多面的機能支払事業の有効利用についてを質問をいたします。御答弁よろしくお願いいたします。

いろいろ一般質問で、美祢の農業の厳しい条件については、るる、説明も議員の

中からしておられます。より具体的に申しますと、農業後継者がいないという、今、23法人ございますが、30、40の世代の中で、オペレーターや、また、次に任される人材、各法人ともほとんどいない。新規就農者を導入してようやく、次の担い手を確保しておく、そういった法人も二、三ございますが、これから先の、10年、20年先の農業はどうなるかと、まず人材の面で行き詰ってくるだろうと。その中で認定農業者についても、全く同じ。

次に、農業経営の大半は水稻。ただし、認定農業者とか法人等は自然活用奨励金に関わっている転作作物で経営を成り立たせている。その主なものは、畑作である大豆や裸麦が、本市では中核になっております。この2つの転作作物で経営がようやく成り立っているわけ。しかし、この作物は畑作作物であるがために、大変、この中間山においては経営が厳しいと。私たちの法人も、今、大豆をよう刈りとってないんです。こういう、時雨れてきたら収穫ができない。麦の播種もできない。

そういう麦、大豆の連作は、これはとても障害が、今度は、どんどん、転作障害できて収益に大きく影響。そういう面からすると、中山間地においては水稻が一番いい作物なんです。そういう、ひとつの状況の中で、水田活用補助金とか、担い手加算金とか、そういうひとつの支援を経て、ようやく経営が成り立つ。今後、日本の農業が本当に生き残っていくためにはどうあるべきか、国のほうも、かなり検討を加えられております。

11月10日、山口市で開催されました「農村の未来を考える研修会」で中四国農政局の地方参事官が来年度国の予算について説明がございました。27%の増額概算要求をしている。そして、拡充した、ひとつの事業の展開、また、新規事業についても検討し、農政については、これからは成長産業に変えていく、そういう日本の農業を変えていくための国の努力を、これからやっていきたいと。国や県もそういうことで、一生懸命、次なる農政のために、今、努力されておりますが、美祢市として28年度、新年度予算に対して、そういう国の施策を受けながら、どういうふうな、今、私が現状を報告したことを踏まえながら、どういった施策を、これから打ち出していけるか。その、まず、基本的な問題について、市長の答弁をよろしく願いいたします。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 河本議員の農業振興と新年度予算案についての御質

問にお答えします。

農業のおかれている状況は、担い手不足や高齢化、世代交代の遅延など地域農業・農村を取り巻く環境が厳しさを増す中、米の価格低迷やT P P等の貿易の自由化に対応するため、農産物のコスト低減や園芸作物の導入等に取り組み、所得増大を図ることが必要であると考えております。

岩本議員の一般質問でお答えをしておりますが、第一に、市内農産物の需要拡大の取り組みとして、六次産業推進振興室を設置し、六次産業化・農商工連携の取り組みを強化するための市独自の事業としての六次産業化推進事業に取り組んでおります。この事業により、現在までに35品目をミネコレクションとして認定しており、ブランドの育成のための支援、ミネコレクションの販路確保のための情報発信等に取り組んでおります。

第二は、新たな人材や経営体の確保育成を図るため、国等の事業を積極的に活用するとともに、市独自の事業はじめてみ～ね農業応援事業では、地域農業の新たな担い手を確保し、円滑な就農を支援しております。また、個人の認定農業者を支援するための認定農業者生産振興事業、さらには市内に23の集落営農法人を支援するためのさまざまな事業に取り組んでおります。

第三には生産体制の強化を図るため、新品種導入時の農家コストの軽減のための市独自のはじめてみ～ね野菜チャレンジ事業、厚保くり生産事業などに取り組んでおります。

第四といたしまして、生産基盤の整備と資源の有効活用を図るため、圃場整備、暗渠排水などを行う農地整備事業及び中山間地域総合整備事業、有害鳥獣防止のための有害鳥獣被害防止対策事業、有害鳥獣の捕獲奨励金を交付する市独自の有害鳥獣捕獲奨励事業、農地の集積・集約化を行うための農地中間管理事業、耕作放棄地抑制・解消のための市単独のいきいき農地リフレッシュ事業、防災減災機能の強化のための危険ため池等の整備を行う農地防災減災事業など、多様な事業に取り組み、本市の農業振興に努めているところでございます。

新年度予算につきましては、市長のほうから御答弁があります。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 新年度予算のことは、私のほうから、全体的なことですからお答えいたします。

これにつきましては、現在、鋭意、編成調整中でありますので、まだ、ここでお示しをすることはできませんけれども、今、西田部長のほうから、いろいろお話をしました、基幹産業であります農業振興に大きく寄与するということは、この美祢市全体の振興のベースとなる産業でありますから、農林産業はとても大事なものです。そのことを常に頭に置きまして。とは言いながら、非常に厳しい財政状況の中で単独市費のみを使って、それがなし得るとは考えてはおりません。できる限り、国、県のいろんなメニューを調査、精査をして、それを美祢市に当てはめたときに、使えるものは使わせていただくということで、補助事業もやっていく。その上で、市独自のさまざまな案件とか要件がありますから、市でやれるものは市単独事業で、いままでもやってきましたし、これからも、さらにその部分も強化をしてまいりたいというふうに思っております。

それと、農林産業は昨日からの一般質問でいろいろお話が出てますけれども、ジオパークとも、密接に関係をしております。特に、六次産業製品の一番川上に当たる部分を、この農林産業が担っていただいておりますので、このジオパークとの関連を考えた上で、新年度予算を考えていきたいし、また担い手、それから、後継者に対することもやっていきたい。また、生産体制の強化、それから、生産基盤の強化ということについても鋭意、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） 今、多岐にわたる農業振興策を取り入れていると。また、そういうふうな方向で新年度予算も策定したいと。この御答弁がありました。御努力に対して敬意を表したい。ただし、私の言わんとするのは、中山間地という自然条件が非常に厳しい、この本市において、一例を申し上げますと、転作奨励によって、多くの認定農業者を法人が取り組んでいる麦一つを例にとってみますと、中山間地、美祢市の平均は106キロ、いわゆる反収、10アール当たりのが106キロの収穫、または140とか60という、年度もございます。

ちなみに平成27年度の美祢市の平均反収は108キロ、25年は161キロもとれておる。これが、名田島や、いわゆる瀬戸内海沿岸、佐賀県とか熊本、他県に聞くと500キロなんです。または400キロなんです。

昔から、この中山間地では、裏作として麦をつくるときに、2俵できたら最高だと。60キロぐらいが、それ以上はとれない。単価は3,000円ぐらいです。それに対して、幾ら努力によってコスト削減とか収益を増しようにと思っても、これ、絶対に条件的には無理なんです。水田に向く圃場を整備されているのか。だから、そういう、この環境にある農業を、今の水田対策の、いわゆる減反政策の中で、幾ら努力しても限界がある美祢市の農業に対して何か手を打たないと、これは先行き、大変、厳しい現実が待っていると。そういう実態の中で、40代とか50代の人が専業として農家をやるかといったらほとんどやっていない。

だから、そういう農業から脱皮するために今、いろいろなメニュー、チャレンジとか。例えば、県重点推進野菜とか、美祢市重点的な六次化に向けてとかいろいろ施策が打ってありますけれども、タマネギやニンジンとかキャベツ、ブロッコリーと、今、そういうものを取り組んでいるけれども、人件費が出ないと。そういう野菜を一生懸命やろうとして取り組んでおられます。我々もそういうものに取り組もうとするけど、なかなか採算性の面、そういう面で難しい面。

そこでお尋ねしますが、まず、そういう農業に一生懸命取り組む、美祢市ブランドにかかわる情報提供というのが、非常に少ない。今、情報提供指導は、美祢市の場合は、営農センターといって、農協の中に管理センターがございます。そこが全て担い手、いわゆる情報発信と指導の技術を行っている。行政の場合は、県の農林事務所が。いろいろな面で、ハード面の整備については、市の担当の職員が大変よくやっていただいております。しかし、特定な情報を持っているところは取り組んでおるけど、多くの農家の方は、一切こういった情報はございませぬ。情報を流す。ただ、文書で流したって無理じゃないか。

そういった面から、より多くの農業関係者が、そういう新規事業なり、今の現実について、行政がどういうふうな努力をされているか、大変、努力をされている。その状況をもっとPRし、また、御理解をいただく、一つの場として何らかの施策、対応をしておられるか、される意志があるかないか、この辺をまずお聞きします。

○副議長（岡山 隆君） 志賀農林課長。

○建設経済部農林課長（志賀雅彦君） ただいまの河本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、畑作物の終了の件ですが、これにつきましては、現在、明渠排水等、暗渠

等の指導を岩本議員の御質問にもお答えをしておりますが、その辺を指導をしております。プラス、中山間地域総合整備事業などにより、浅層暗渠排水を行うことを各法人等に支援をしているところでございます。

確かに、畑作物につきましては、畑作物を水田でつくるということにつきましては難しい面が多々ありますが、県なり農協の管理センターなりを通じて排水対策を充実をさせるということで、現在、支援をしております。

それから、西田部長のほうで申し上げましたが、さまざまな単独事業、野菜にしてみれば、はじめてみ～ね野菜チャレンジ事業等、また、新規就農に関しましては、はじめてみ～ね農業応援事業を、現在、単独事業で行っているところではございますが、議員御指摘のとおり、多少PR不足のところがあるかとは思っております。今後、いろいろな方面においてPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） ありがとうございます。

最初の現状と、それ以外の対応、いろいろやっておられることについては敬意を表したいと思います。そこで、より具体的な面からやる農業政策の中でお尋ねしたいと思います。その一つが、27年度から、この国の事業で県、市、連携して、農業基盤の整備、特に、水路とか農道とか、または農業用地、こういった整備をしながら農業振興を行う。そういったために、国は27年度から、農業農村は国土保全、水源涵養、景観形成との多面的機能を農村は持つておる。だから、その利益は、国民全体が享受しているという立場から、農村環境、とりわけ農道、水路、農用地、ため池などの維持管理については、国がそれを支援していく。国民の財産であると。そういうひとつの視線で、法的な整備がなされて、一応、多面的機能支援事業という制度が法的に整備されました。

この法的整備によって、初めて、この水路や農道を整備するときには、市や県の補助金以内で、この多面的機能で、平素から、農家の方々が、または、地域の人たちが一緒になって環境整備に当たる。そういう事業が展開されることになりました。

これは、美祢市に3,000ヘクタールぐらいございますが、それに対して反当り9,200円ばかりの支援金が出される。これは大変、大きな額です。今、27年度予算を見ても1億1,000万円ぐらいは、そういった予算で整備ができ

る。ただし、この取り組みが、全国平均が40%とか、または60%とか、いろいろ取り組みに非常な格差がある。美祢市自身も美祢や美東、秋芳で取り組みの格差が当然、出てきておる。

これまで取り組んでおった組織も、もう面倒だと、そんなお金は世話しても、はあ、使いきれんと。いわゆる、中山間地の特別支払い事業もこれに連動しておりますが、そういった面から多面的機能支払事業の27年度実績、これをひとつ面積当たりの取り組みの額、それから、対象面積に対する実績面積の割合、そういった数値を具体的にひとつ御報告、説明をしていただきたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは、多面的機能支払事業の取り組み状況についてであります。

平成27年度の取り組み面積につきましては、美祢地域353ヘクタール、美東地域577ヘクタール、秋芳地域658ヘクタール、合計1,588ヘクタール。これは、前年度対比41ヘクタールの増となっております、対象面積4,231ヘクタールに対して、約38%の実施面積となっております。実施面積を農地種別で見ますと、水田が1,542ヘクタール、畑が46ヘクタール、となっております。

また、多面的機能支払交付金は農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されていますが、農地維持支払交付金につきましては、組織数が27組織、取り組み面積が1,588ヘクタール。資源向上支払交付金につきましては、組織数が21組織。取り組み面積758ヘクタールとなっております、今年度の交付金支払いの予定額につきましては1億970万円となっております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） ありがとうございます。

これは、26年度実績で見ると、対象面積に対して、山口県のいわゆるカバー率46.1%、全国の22位。これは、先般、研修会の中で、新潟県から来られて、事例発表されましたが、これは、行政のいろいろな努力によって66.8%。見附市は100%の取り組みをされて、有効な活用して、農家の負担軽減を図られている。

そこで、美祢市の38%というのは、まだまだ、取り組まなくちゃならない。そういう面で、特に美東、秋芳には、かなりの取り組みがなされてる。それは、集落ごとの取り組み組織ではなくって、旧村単位で大体、取り組み組織をつくっているから、その取り組みによって、それぞれの地域の農業整備基盤が一応拡充されている。

旧美祢市の場合は、非常に悪いんですが、この辺の取り組みが難しい理由はどこにあるのか、ひとつ、説明していただきたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 活動組織の現状でございますが、現在活動しているいずれの組織におきましても、制度上の必須活動は行っていらっしゃるんですが、日々の活動記録や実績報告書の作成に対して取り組みにくいと、そういう御意見をいただいているところでございます。

また、取り組まれていない地域におきましては、地域を取りまとめるリーダーが不在であるということも取り組み面積の拡大を困難にしている理由の一つであろうと考えております。活動記録の取りまとめ等の事務につきましては、山口県の各市町におきましては、山口県土地改良事業団体連合会、こちらのほうに事務委託をしておりますが、各組織が、連合会に提出する資料の簡素化を連合会及び国、県に対しまして、現在も、これからも引き続き、要望のほうをしているところでございます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） 美祢市の場合は、農林課の職員が大変、努力してそれぞれの事務的な面についても支援をしていただいて、しかも取り組みやすい体制づくりをしていただいて、これは非常に感謝しておるんです。

しかし、今、御説明があったように、事務が煩雑だと。1事業、三十数項目のチェック事業が、それを全部写真で、または参加者の名簿を添えて日報をつくり、しかも事業計画を立てて実施していかななくては。なかなか、公のお金ですから。そういうひとつの面倒な、それからリーダーがいないと。こういったことで、なかなか。せっかくな事業ですから。

これ、市の予算じゃなくて、そういったことで、国が50%の、県が30%の出

資をしておるんですから、大いにこの活用を図りたい。その面で、お尋ねしたいんですが、山口県では、下関市豊浦町全域で、1組織をつくって、そして、臨時職員の派遣とか、そして、各組織を全部、その土地改良事務所を通して、全部、処理している。あと、事業の実施については、各営農団体なり、法人で任せていくと、こういったところが、現に、1組織で全部をカバーして、有益なひとつの活動を展開している。全国的には、新潟県が非常に取り組みを行って基盤整備に鋭意努力をされております。そういう事例はたくさんございます。そういったことについて、美祢市として、そういう実施組織の広域化、または、統一して、ひとつの作業をして、有効な制度事業を推進する意志がないか、お手伝いできないか、こういうことについてお尋ねします。

○副議長（岡山 隆君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 活動組織の広域化についてであります。このことにつきましては、旧市区町村単位の広域エリアにおきまして、活動組織、土地改良区、あるいは地域の関係団体などで構成して、200ヘクタール以上の広域化の組織を設立した場合には、体制強化を図るために1組織当たり、初年度に40万円が交付される制度があります。

議員御提案の、先ほど、新潟のことを言われましたけれども、新潟県の見附市では1市1組織でございまして、見附市農地・水・環境保全組織を設立されていらっしゃるところであります。広域化をしたことによりまして、各集落、地域間で活動費の調整や、大型機械を共同で活用し合うなど、効果的、効率的な活動が可能となった。また、資材等の購入を共同で発注することによって、経費の節減が図られた。あるいは、交付申請等の煩雑であった事務負担が軽減されたなど、効果が報告されております。

この事業におきましては、集落みずからが考え、必要なものに対して有効に交付金を使うことができる事業となっております。例えば、広域化した後の各集落への予算配分の方法など参加集落の話し合いにより、同じ考えのもとで統一したルールをつくることが重要だと考えております。このルールのもと、広域化して有効的に交付金の活用を考えたいという御要望等ありましたら、この報告等につきましては、総合支所、あるいは農林課のほうにも、この関係者の方も、よく来られますので、こういったようなお話ししながら、それでは考えてみようかというふうなことがご

ございましたら、御支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） ぜひ、広域化という面から支援をしていただきたい。せっかく法的に、単年度事業じゃないんです。継続して、農村整備の事業として予算化されてくる。それを有効に使っていくということで、ひとつ、また、御努力をお願いしたいと思います。

次に、文化財についてお尋ねしたいと思います。

美祢市には、国指定の文化財が7件、県指定が9件、市指定が65件、かなり多くの文化財が指定文化財として保護されております。

文化財の中には、指定はされていないが、今、指定されている文化財以上の価値を持ち、ぜひとも今後、保護、活用していくべき文化財もございます。そういった面から、これから文化財行政にかかわる諸問題について、まず、お尋ねしたいと思います。

今、岩永本郷地区で、農業基盤整備事業が取り組まれておる。そうすると、当然、土地に埋没している文化財、これは表面に出ておりませんから、工事に伴って、そういった文化財が出てくる可能性は十分にある。そういう可能性のある土地に関しては、県の埋蔵文化財センターが予備調査し、また、試掘調査し、発掘調査をして、文化財保護に当たっております。

美祢市の中では、嘉万の国秀遺跡っていう遺跡が、この基盤整備の中で発掘調査され、保存され、今、市の指定にされておる。これは、長登の鉾山、銅山の開発に関わる渡来人の、ひとつ、鉾山開発に関わる技術が、この国秀遺跡で証明されて、また、下嘉万の中村遺跡にも、そういう技術、渡来の歴史を物語るような遺跡に、この発掘調査の中にわかってきた。

そういう、この面からすると、山口県の中で、内陸における古代遺跡、縄文や弥生、そういった先史時代、中世、近世、そういった時代における遺物なり文化財というものが多数、美祢市に存在していると。これはもう、後ほど、いろんな事例で確認したいんですが、その中で、岩永本郷というところは、非常に歴史遺産の埋没した、いわゆる未発掘の場所なんです。既に、箱式石棺群と、また、横穴式古墳、岡部城址跡。

とりわけ、中世における関東からの豪族が、この地に居住して治めていた歴史的な資料もたくさんある。例えば堀の内という地名、土井敷とか、または谷津というような地名もございます。関東地方では、谷津といえ、駅のこと、高地のこと、俗にいう谷なんですが。こういった谷津地名は、山口県には、一例も一つ、玖珂町あたりにありますが、もう、西には、九州にはありません。いわゆる、そういう関東の地名が、呼び名がそのまま美祢の地に現在も残って、そして集落名として、それは存在しておるといふこと、これは、非常に珍しいんです。

堀の内っていうのは、中世の豪族の館、家というような形、土塁をつくったとか、土井敷とか、そういうひとつの中世の屋敷に該当するような地名や、岡部氏という、最後に大内義隆が、大寧寺で殉死しますが、その最後まで、行動をともにした豪族が岡部ですから、そういった岡部と、次に毛利とのつながりとか、そういう、非常に歴史的な、中世における位置でもある。古代の、いわゆる、箱式石棺群の、集中した地域のほうである。そういったところの、これから農業基盤整備に当たられる、その、調査について、市はどのような対応をされているのか、このことについて、まず、最初にお伺いします。

○副議長（岡山 隆君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 河本議員の文化財保護についての御質問にお答えいたします。

まず、岩永本郷地区の農業整備事業に係る埋蔵文化財調査についてであります。

岩永本郷地区には、多くの遺跡が分布しておりまして、先ほど、議員が御指摘があったとおりでございますけども、岡部氏の居城跡もその一つであります。本地区では平成29年度以降、県の農地整備事業が行われる予定であります。従いまして、その際には、県において、事前に埋蔵文化財の調査が実施されることとなります。美祢市にとりましても、極めて、大切な遺跡でありますので、県において、発掘調査結果を公表する現地説明会が実施される際には、教育委員会といたしましても、市民の方々に広くPRし、その意義や重要性について、多くの方にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡山隆 君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） これは要望ですが、県の埋文の調査がなされると思います。

しかし、その打ち合わせにおいて、取り組みにおいて、やはり、市がどうかかわるかということ。ただ、もう、県に全て任してるからじゃなくて、県もこういった調査をすれば、市も、ひとつ、こういった面から協力するとか、そういった綿密な事前打ち合わせというのが、当然、なされんにゃいけん。

その辺のことを一つと、そして、遺跡発掘と同時に、出土遺物についての、いわゆる文化財としての保管、今、県の埋文のほうで全部、それを一括保管して、もう、保管する場所がないからといって、山口外の施設で保管されていますが、発掘された、そういう文化財っていう財産は、その土地の市町村、これが管理保管して、市民に文化財としての展示をし、啓発をする資料としていくのが建前ではないか。

いままで、県行政は、全部一括して、自分のところで管理して、そして、それは収納庫に貯蔵されたままになっておる。そういったことについて、事前に、こういう受け入れ態勢、発掘調査、全部、そういった資料の検査、調査が完了したら、それは地元で保管してくださいと、そういうひとつの取り決めもできるわけですから、そういったことが可能かどうか、そういったことについても、十分検討をお願いしたいし、また、市独自で、周辺の事前調査、そういったことについて取り組んでいく考えかどうかお尋ねいたします。

○副議長（岡山 隆君） 高橋文化財保護課長。

○教育委員会事務局文化財保護課長（高橋文雄君） 河本議員の御質問にお答えいたします。

先ほども、教育長も申しましたように、この事業につきましては、県の事業でございます。よって、県のほうが主体となって、試掘ならびに調査等も行っておりまして、これまでも、最近では、江の河原、あるいは、伊佐の杉谷、山中地区等においても、やはり県のほうでやっております、私ども、市のほうとの連携というのはこれまで全然ございません。

ですので、今回につきましても、市のほうで、このたびの埋蔵文化財の調査について関与するというか、県との打ち合わせも、今、できていないというのが現状でございます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） 今の答弁では、やはり、積極的な、市がどういうスタンス

でやっていくかという、そのスタンスをきちっとしておかないと、県も相談に乗っかかってこないし、だから、そういったことについては、ぜひとも、市が積極的な対応について、こういう考えを持っていますということを、明確にやるべきだ。今後、その点で努力してほしいと、これを1点。

次に、指定されていない価値ある文化財の中の天然記念物とか有形無形文化財というのは、いろいろ触れられておりますけど、埋蔵文化財に関わるような問題、また天然記念物に関わる問題、二、三、ひとつお尋ねしたい。というのは、市内には、古墳がたくさんあるんです。例えば、宇部市やら山陽小野田に行ったら、もうすぐ指定して何らかの活用を考えていく。そういう貴重な遺跡が、多数ありながら、それが有効に活用されていない。または、放置されている。その一例が、箱式石棺群として、非常に重要な且遺跡。これについて県のほう、また、山口大学も一緒に調査して、この且遺跡については、ぜひとも県として保存してほしい。しかも、公園化してほしいという要請で、秋芳町時代に、その土地を全部買収して公園化計画を、具体化しなかったけれども、買収と同時に保存のために鋭意努力するというので、いままでありましたけれども、先般、行ってみますと、もうそこは、大藪になって、どこにそういう石棺群があったか、遺跡群があったか、市の土地はどのようになっているのか、もう、全然、状況が確認できないような、もう放置された状況にある。

そういう、土地にかかわって管理するちゅうのは大変ですけれども、ぜひとも、そういう貴重な背景で保存する計画は立っていないながら放置していると。このような例は、横道、彦山、シノダブチの竹林公園の上には、大型な古墳群がありますし——五、六基あると思います。横道にも2基は明確な、立派な古墳、そういう古墳が秋芳町にも古墳として残っておる。内陸で、これだけ古墳が分布しておるところはありません。

そういった古墳が放置されたままであるということは、大変、残念なんです。で、今、且の未指定の公園化の文化財、または、彦山や横道の古墳群、それから、秋芳町の江良の穴という縄文時代、旧石器にかかわるような遺物も出ておるんです。

これは土井ヶ浜の館長と一緒にぜひとも調査をさせてくださいというのがあったけれども、山口大学のほうから、もっと日本的な立場で調査すると。観音堂遺跡については東京大学と合同で発掘調査して、日本原人の究明に当たった、そういう一つの関連遺跡であるから、重要に保存していくと。

そういった遺跡の保存について、未指定の文化財について、市はどのような姿勢で管理し、活用していこうとされてるか、その辺をお伺いします。

○副議長（岡山 隆君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 貴重な遺跡の保存と有効活用についての御質問にお答えします。

現在、美祢市内には、264カ所の埋蔵文化財包蔵地であります遺跡が確認されており、これらの遺跡が存在する場所で、土木工事を伴う開発行為等が行われる場合には、発掘の届出が文化財保護法により義務づけられています。

教育委員会といたしましては、御指摘の遺跡の多くが民有地にあるため、それらについては当面、現状のまま保護、保存していきたいと考えております。ただし、市有地になっている岩永旦箱式石棺群につきましては、文化財保護審議会の意見をお聞きしながら、今後、整備について検討してまいりたいと考えております。また彦山・横道古墳群の整備、活用につきましては、現地の状況等を調査の上、今後の方策について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） それじゃ、今後のそういった保護整備について御努力をお願いしたい。

最後に文化財について、私、2件ほど、未指定の中でも通称、鷹ヶ穴と言っておられますが、今、西秋吉台鷹ヶ穴石灰洞窟、これは秋芳洞に次ぐ大洞窟、そして、これは学術的にも評価され調査もされておる。それから、岩永の県道沿いにムクの木という立派な天然記念物がございます。この2件については、ぜひとも、美祢市として、大切に保存し、また、活用する、そういう面から鷹ヶ穴、岩永、ムクの文化財指定にかかわって、県や国との相談、そういった打合せ等について、どういう考えを持っておられるかお聞きいたします。

○副議長（岡山 隆君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 文化財の指定についての御質問にお答えいたします。

西秋吉台鷹ヶ穴石灰洞窟は、昭和55年に行われた学術調査の結果でも指摘されておりますとおり、学術的価値が高い洞窟であります。しかしながら、現在のところ、開発計画があるなど、保存が危ぶまれる状況ではないこと、入口が深さ40メートル以上もある竪穴で、入洞すること自体が大変困難な状況にあることな

どで、自然の状態が保たれており、当面は現状のまま保護、保存していくことが適切であろうと考えております。

また、岩永本郷のムクの木は、幹の周囲が目通り5.1メートルあり、岩永堀之内の大ムクとして、昭和53年に旧秋芳町の天然記念物に指定されております。しかし、その後、台風により、幹が折れたり、中が空洞化したりしていることなどの理由で平成4年3月に、指定が解除されております。再指定につきましては、一度、指定が解除されたいきさつもあり、今後、樹木医の診断を踏まえて、文化財保護審議会の意見をお聞きするなど、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） それじゃ、重要な文化財で活用する面も非常に価値あると思いますけれども、ジオパークの面からも、新たな洞窟の指定なり、価値を、ひとつ打ち出せば、さらなるジオパークの値打も上がってくると思いますが、そういったことも踏まえて、検討していただきたい。こういうことを要望して、最後に統廃合されていく学校の校舎及び跡地の活用についてお尋ねします。

まず、校舎の面については、やはり、例えば、岩永本郷小学校のように、合併の前に建設された。そうすると、校舎の利用目的外にも使う場合には、補助金等のかかわりもあるし、国の文部大臣の許可がないと、使用目的の変更はできない。そういった使用目的の変更に関わるような——今度は校舎について、どういうふうに教育委員会として考えておられるか。

そしてまた、市長部局のほうではこういった跡地が秋芳では、今、岩永本郷、下郷、それから嘉万、別府小学校、この4校と、北中学校、5校が一応、廃校として、今度はどう利用されるか。住民は非常に関心を持っている。また、要望も持っています。そういった面で、執行部の利用計画についての考えをお聞きしたい。まず、最初に、文部省の補助金等にかかわっての問題はどうなっているかお聞きしたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 国の補助金とのかかわり等についてであります。

閉校施設等の転用に際しましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律等に基づき、財産処分の手続きが必要となります。財産処分の承認申請手続きとは、国庫補助を受けて整備した学校施設を処分制限期間内に当初の補助目的（学校）以外の施設として転用、貸与、譲渡等をする場合に必要とされる文部科学大臣の承認を得るためのものであります。この承認に当たっては、国庫補助金に相当する額の納付が原則となっております。

なお、近年、少子化に伴い、やむを得ず閉校となった校舎や余裕教室の数が増加する中で、これらの遊休施設の活用が求められており、既存施設の有効活用を推進する観点から、財産処分手続きの弾力化、簡素化が図られ、また、国庫納付金を不要とする範囲が大幅に拡大され、ほとんどの場合において国庫納付金が不要とされているところであります。例えば、補助事業完了後10年以上経過した建物の無償処分については、報告をもって承認があったものとされ、国庫納付金も不要となっております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） また、やります。山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 濟いません。続きまして、秋芳北中学校の跡地利用についてお答えいたします。

平成30年4月に、嘉万小学校と別府小学校が対等統合することと現在なっております。

校舎については、現在の秋芳北中学校の校舎を解体し、新たに木造の校舎を建設する計画であり、体育館については耐震性のある秋芳北中学校の体育館を利用することとしているところでございます。

なお、嘉万小学校と別府小学校の閉校後の施設利用につきましては、再編統合の地域説明会で、統合についての合意形成が図られた後、地域の要望を踏まえ、市の施策との整合性を図りながら、施設利用を考えてまいりたい旨、説明してきたところでございます。

また、この12月中に、嘉万、別府、それぞれの地域で、区長や公民館運営審議会委員、それから、学校運営協議会委員等を対象にした説明会を開催し、学校施設の有効活用について、地域振興につながるよう、地域の皆様にも主体的に御検討いただくようお願いし、地域の意向、ニーズについて十分配慮した利用活用を検討したいと考えているところでございます。

○副議長（岡山 隆君） 河本議員。

○12番（河本芳久君） それじゃ、この件については、今、御答弁にありましたように、住民にとっては、学校がなくなることは、とてもさみしい思いを、ますます、地域が、疲弊化する。活性化のためには、こういった施設跡地の有効活用について、非常に期待をしているところです。これについては今後、市の対応について、十分、注目して、また、住民からの要望をしっかりと受けとめていただきたいと。

これをもって、私の一般質問を終わりたいと思います。どうも、御答弁ありがとうございました。

○副議長（岡山 隆君） これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて、散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時02分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年12月4日

美祢市議会議長

秋山哲朗

美祢市議会副議長

岡山隆

会議録署名議員

楠野智和

”

秋枝秀稔